

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

道監査委員公表

○監査公表第2号..... 1

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成15年2月4日、包括外部監査人籀本道男から、次のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

平成15年3月18日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 岡 本 修
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

北海道電気事業会計、北海道工業用水道事業会計、財団法人北海道公営企業振興協会及びこれらに係る北海道の財務

- ・北海道企業局（本局、夕張川発電管理事務所、室蘭地区工業用水道管理事務所、苫小牧地区工業用水道管理事務所、石狩湾新港地域工業用水道管理事務所）
- ・北海道経済部
- ・財団法人北海道公営企業振興協会

（注）括弧内は監査を実施した事業所等である。

(2) 外部監査対象期間

原則として平成13年度（必要に応じて平成9年度から平成12年度の執行分）とした。このため、本報告書中の数値は、特に断りのない限り、平成13年度（末）のものである。

(3) 監査を実施した事業所の選定基準

監査目的を達成するため、事業内容を勘案して選定した。

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成14年度の包括外部監査のテーマは次のような観点から選定した。

電気事業は、戦後の窮迫した電力事情に対処するため、昭和28年鷹泊発電所の発電事業を嚆矢とし、以後、河川総合開発の促進、石油代替エネルギーの開発、産炭地域の振興などの要請に応えつつ事業を展開してきているが、近年、規制緩和や電力自由化の動きがある中で、環境の変化に対応して、その財務及び経営管理がいかに執行されているかを監査するものとした。

工業用水道事業は、産業立地を推進するための基盤整備の一環として、工業用水の供給を行っているが、特に、昭和46年8月の北海道開発庁の「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」及び昭和47年8月の同庁の「石狩湾新港地域開発基本計画」等に係る工業用水道事業は、その後の基本計画の変更などに伴って事業規模を大きく縮小している。このような環境の変化に対応して、その財務及び経営管理がいかに執行されているかを監査するものとした。

財団法人北海道公営企業振興協会は、道内の地方公共団体の経営する電気事業及び工業用水道事業等に関する調査研究等を行うことにより、地方公営企業の経営の円滑な推進を図り、もって道民の福祉の向上に寄与する目的で設立されており、同財団の運営と両事業の経営とは密接な関係にあることから、監査するものとした。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

北海道が経営する電気事業及び工業用水道事業に関わり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令、条例等に準拠して実施され、両事業が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の公共の福祉を増進するよう運営されているか。

(2) 監査手続

監査要点に適合した監査手続を状況に応じて選択した。また、検証の方法は無作為抽出による試査の方法で行った。

5 外部監査の実施期間

平成14年7月17日から平成15年1月31日

6 監査の実施体制

(1) 包括外部監査人

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

公認会計士 篠 本 道 男

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 藤 江 正 祥

公認会計士 齊 藤 寿 徳

公認会計士 富 樫 正 浩

公認会計士 水 野 克 也

公認会計士 五十嵐 康 彦

公認会計士 富 永 誠

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 金額単位

本報告書では、特に断りのない限り、単位未満の金額は切り捨てて表示している。このため、本報告書中の表は、合計欄の数値と内訳の合計値とが一致しない場合がある。

第2 外部監査対象の概要

1 企業局設置の根拠

地方公営企業としての北海道電気事業及び北海道工業用水道事業の経営及び管理運営を北海道企業局が行っている。

北海道企業局は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することを基本原則として、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）に基づき、電気事業及び工業用水道事業を経営している。

2 企業局の適用法令

地方公営企業は、当然に地方自治法、地方財政法、地方公務員法が適用される。

また、北海道企業局の経営する電気事業及び工業用水道事業の2事業については、地方自治法の特別法である地方公営企業法の全てが適用されるほか、電気事業については電気事業法が、工業用水道事業については工業用水道事業法がそれぞれ適用される。

このほか、地方公営企業法第10条に基づき、企業管理規程として、北海道企業局組織規程、北海道企業局財務規程等が制定されている。

3 企業局、電気事業及び工業用水道事業の沿革

企業局、電気事業及び工業用水道事業の沿革は【表2 - 1】のとおりとなっている。

【表2 - 1】

年 月	組 織	電 気 事 業	工 業 用 水 道 事 業
昭和25年1月	電源開発推進本部設置		

昭和26年10月	電源開発本部に改称		
昭和28年2月		鷹泊発電所運転開始	
昭和35年12月		二股発電所運転開始	
昭和37年12月		川端発電所運転開始	
昭和39年4月	企業局設置		
昭和42年11月			室蘭地区工業用水道給水開始
昭和45年4月			苫小牧地区第一工業用水道給水開始
昭和45年12月		岩尾内発電所運転開始	
昭和54年4月			苫小牧地区第二工業用水道給水開始
昭和58年6月		ボンテシオ発電所運転開始	
平成4年4月		滝下発電所運転開始	
平成6年4月		清水沢発電所及び滝の上発電所取得	
平成11年4月			石狩湾新港地域工業用水道及び苫小牧東部地区第一工業用水道給水開始
平成13年4月		小平オンネ風力発電所運転開始	

（資料元）「企業局の事業概要」（平成14年度版）

（注）企業局は、電気事業及び工業用水道事業のほかに、昭和44年10月から平成8年3月まで工業団地開発事業を、昭和42年9月から昭和59年3月まで有料道路事業を行っていたが、本外部監査とは関係がないため割愛した。

4 企業局の事業概要

(1) 電気事業

北海道が経営する電気事業（以下「電気事業」という）は、第二次世界大戦後の窮乏した電力事情に対処するため、昭和25年に当時の北海道電源開発推進本部による鷹

泊発電所の建設着手が出発点である。鷹泊発電所を含む3水力発電所が、昭和39年4月に設置された企業局へ移管され、その後は河川総合開発事業への協力、石油代替エネルギーの開発、産炭地振興を目的とした水力発電所の建設・取得を行った。現在、雨竜川、夕張川及び天塩川の3水系に8つの水力発電所を保有する「みなし卸電気事業者」（注）として、発電電力量のほぼ全量を北海道電力株式会社へ卸供給している。

このほかに、平成13年4月から運転を開始した小平オンネ風力発電所における発生電力を、道立小平高等養護学校へ供給している。

（注）みなし卸電気事業者とは、電気事業法附則において卸電気事業者としてみなされた者であり、卸電気事業者とは、一般の需要に応じて電気を供給する事業を営む一般電気事業者に対して電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた者をいう。

(2) 工業用水道事業

北海道が経営する工業用水道事業（以下「工業用水道事業」という）は、高度成長期に工業地帯へ工業用水を供給するため、室蘭地区工業用水道の昭和39年の建設着手及び昭和42年の給水開始が出发点である。その後の産業構造の変化の中、昭和45年に苫小牧地区第一工業用水道、昭和54年に苫小牧地区第二工業用水道、平成11年に石狩湾新港地域工業用水道及び苫小牧東部地区第一工業用水道の給水が開始され、各地区工業地帯に立地する企業等に工業用水を供給している。

5 北海道との関わり

(1) 出資金

建設または改良等の目的に充てるため地方公営企業法第17条の2、第18条に基づき他の会計から出資を受けるもの。過去累計で電気事業会計に53百万円、工業用水道事業会計に6,614百万円の出資を一般会計から受けている。

(2) 貸付金

地方公営企業法第17条の2、第18条の2に基づき他の会計から借入れる資金。平成13年度末において、一般会計より工業用水道事業会計に対して3,724百万円の貸付けを受けている。

(3) 企業債

地方財政法第5条第1号に基づき、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債。企業債は平成13年度末において、電気事業会計19,387百万円、工業用水道事業会計30,783百万円の合計残高50,170百万円となっており、北海道知事が起債の許可申請を行っている。

(4) その他

企業局職員のうち、企業局採用のプロパー職員（技術職員）を除く職員（事務職員）については、知事部局との交流人事で配属されているが、企業局に在籍した期間

に対応する分も含めて退職金の全額を一般会計で負担している。

6 企業局の組織

(1) 組織図及び職員数

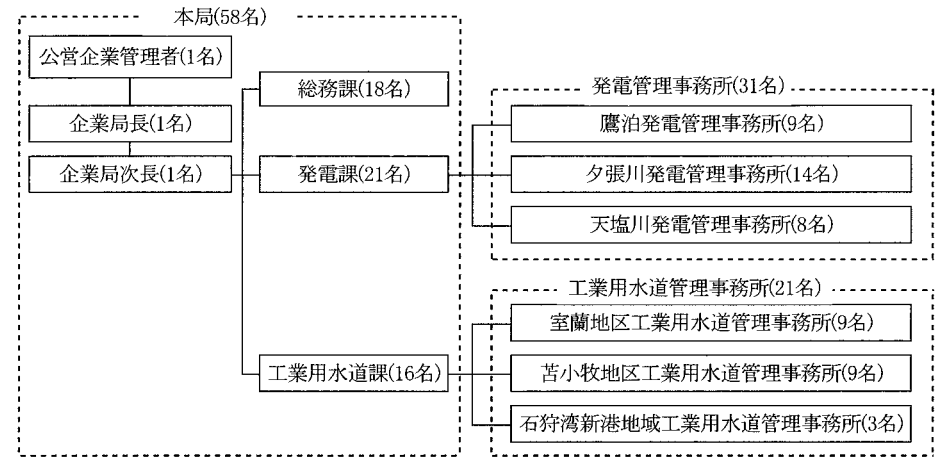
企業局の平成14年5月1日現在の組織図及び職員数は【図2-1】のとおりである。企業局は、本局、発電管理事務所及び工業用水道管理事務所に大きく分けられる。

本局には、主に人事、予算、経理及び財産の管理に関する業務等を行う総務課、主に電気事業の企画・調整、電気事業施設の運用及び管理、発電設備の遠隔制御及び発電管理事務所に関する業務等を行う発電課並びに工業用水道事業の企画・調整、工業用水道施設の運用及び管理、及び工業用水道管理事務所に関する業務等を行う工業用水道課が含まれている。

発電管理事務所としては、鷹泊、夕張川及び天塩川の3つの管理事務所があり、発電施設及びダム等の管理に関する業務等を行っている。

工業用水道管理事務所としては、室蘭地区、苫小牧地区及び石狩湾新港地域の3つの管理事務所があり、工業用水道施設の管理に関する業務等を行っている。

【図2-1】組織図及び職員数（平成14年5月1日現在）



（資料元）「企業局の事業概要（平成14年度版）」

(2) 所在地

本局（北海道企業局）
鷹泊発電管理事務所
夕張川発電管理事務所
天塩川発電管理事務所
室蘭地区工業用水道管理事務所

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館
北海道深川市鷹泊2404番地先
北海道夕張市沼の沢229番地
北海道上川郡朝日町字登和里3739番地
北海道登別市川上町308番地60

苫小牧地区工業用水道管理事務所 北海道苫小牧市あけぼの町5丁目1-1
 石狩湾新港地域工業用水道管理事務所 札幌市東区中沼町44番地2

7 財団法人北海道公営企業振興協会

企業局が基本金3千万円の全額を出資している財団法人であり、企業局からの委託を受けて、清水沢発電所及び滝の上発電所の運転管理業務等を行っている。電気事業との関連が強いため、「第3 電気事業」に含めて記載している。

第3 電気事業

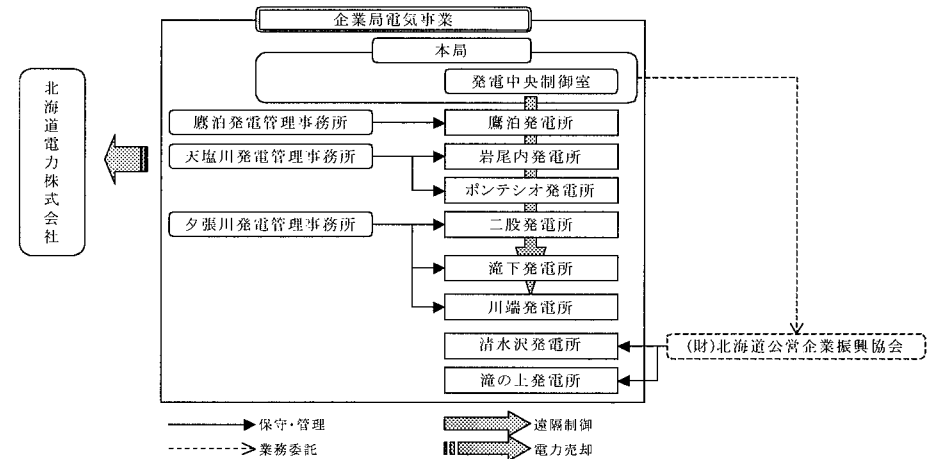
1 電気事業の概要

(1) 事業内容

企業局の電気事業の概要は【図3-1】に示したとおりであるが、北海道内の雨竜川、天塩川及び夕張川の3水系において8水力発電所を経営し、発電電力量のほぼ全量を電気事業法に基づくみなし卸電気事業者として、北海道電力株式会社へ卸供給している。これら8水力発電所のうち滝の上発電所と清水沢発電所を除く6発電所は、3発電管理事務所において管理され、企業局発電課内の発電中央制御システムからコンピュータシステムによる遠隔制御方式によって集中制御されている。滝の上発電所及び清水沢発電所の管理は、北海道が全額出資している財団法人北海道公営企業振興協会へ企業局が委託を行っている。

なお、【図3-1】には記載していないが、平成13年3月には、小平オンネ風力発電所が完成し、同年4月から運転を開始した。風力発電の公立施設への導入促進と各自治体に対する普及啓発を図るために、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同事業により建設されたものであり、道立小平高等養護学校への電力供給を行っている。同風力発電所は、自家用発電施設ではあるが、その余剰電力については、北海道電力株式会社へ販売している。

【図3-1】電気事業の事業内容



（資料元）包括外部監査人作成

(2) 沿革

a. 戦後の復興期……電力の安定供給と治水及び農業用水確保

窮乏した電力不足を解消することが、戦後日本における経済復興のための至上命題の一つであった。当時の経済情勢下において、多額の投資を必要とする発電事業を行うために、多くの地方公共団体において、地方公営企業による電気事業への参入が行われた。

また、治水及び農業用水の確保も荒廃した戦後日本の復興のためには重要な課題であり、そのためのダムが各地に建設され、その建設コストの一部を電力料金で賄うために、建設されるダムに付属して水力発電所が建設された。

電気事業においても、昭和28年に鷹泊発電所、昭和35年に二股発電所、昭和37年に川端発電所及び昭和45年に岩尾内発電所の運転が開始された。

b. オイルショック……石油代替エネルギーの確保

昭和48年の第一次石油危機を契機とした石油エネルギーの枯渇問題に対応するために、石油代替エネルギーとしての水力発電の普及が急務となり、電気事業においては、昭和58年にポンテシオ発電所、平成4年に滝下発電所の運転が開始された。

c. 産炭地振興……炭鉱従業員の雇用確保及び産炭地の過疎化対策

北海道における炭鉱の相次ぐ閉鎖の中、炭鉱従業員の雇用の確保及び炭鉱所在自治体の過疎化対策が重要課題となり、電気事業においては、北炭真谷地炭鉱株式会社が自家用発電設備として保有していた清水沢発電所及び滝の上発電所を平成6年に取得した。

d．地球温暖化……クリーンエネルギーの開発

近年において地球温暖化に伴うクリーンエネルギーの開発のため、平成13年に小平オンネ風力発電所の運転が開始され、道立小平高等養護学校への電力供給を開始した。

(3) 組織

本局に企業局業務の全体を担当する総務課のほか電気事業を担当する発電課があり、出先機関として水系毎に発電施設の保守管理を担当する管理事務所を設置している（【図2 - 1】参照）。職員数は、平成14年5月1日現在で総務課18名、発電課21名、管理事務所31名の合計70名である。

(4) 各発電所の概要

各発電所の概要は【表3 - 1】に示したとおりである。

【表3 - 1】発電所概要

発 電 所	ダムまたは取水堰	管 理 事務所	使用開始年月	最大出力 (kW)	供給電力量 (千kWh)
鷹 泊 発 電 所	鷹 泊 ダム	鷹 泊	昭和28年2月	5,700	28,685
二 股 発 電 所	大 夕 張 ダム	夕張川	昭和35年12月	14,700	62,681
川 端 発 電 所	川 端 ダム	夕張川	昭和37年12月	4,200	19,598
岩 尾 内 発 電 所	岩 尾 内 ダム	天塩川	昭和45年12月	13,000	49,672
ポンテシオ発電所	ポンテシオダム	天塩川	昭和58年6月	11,000	46,269
滝 下 発 電 所	沼の沢取水堰	夕張川	平成4年4月	16,600	79,117
清 水 沢 発 電 所	清 水 沢 ダム	夕張川	平成6年4月(注1)	3,400	18,259
滝 の 上 発 電 所	滝の上取水堰	夕張川	平成6年4月(注2)	2,340	2,341
合		計		70,940	306,627

(資料元)「企業局の事業概要（平成14年度版）」

(注1) 昭和15年5月に建設されたもので、北炭真谷地炭鉱株式会社から平成6年4月に取得したものである。

(注2) 大正14年1月に建設されたもので、北炭真谷地炭鉱株式会社から平成6年4月に取得したものである。

(注3) 最大出力とは、1時間当たりの発電能力をい kW で表示される。電力量は、年間の供給電力量、発電量、販売電力量等を表示し、千kWh で表示するものとする。

・鷹泊発電所及び鷹泊ダム

鷹泊発電所は、戦後の窮迫した電力事情に対処するために、昭和28年2月に鷹泊

ダムの直下に完成し、その後昭和53年4月から昭和55年3月までに発電所の建屋を改築したもので、最大出力は5,700kWである。

鷹泊ダムは、雨竜川総合開発事業の一環として、発電と雨竜川地域3市町の農業用水を確保するため、深川市多度志町字ヌップホロマップ地点に、国（農林水産省）と北海道が共同で建設したもので、土地改良法に基づいて国から北海道、北海道から北海道公営企業管理者が管理委託を受けている。平成2年度から財産共有者である国と共同で改修事業を実施しており、平成15年度の完成予定である。

・二股発電所及び大夕張ダム

二股発電所は、北海道と三菱鉱業株式会社（現三菱マテリアル株式会社）との共同出資で、昭和35年12月に大夕張ダムの直下に完成したもので、最大出力は1万4,700kWである。

大夕張ダムは、夕張川総合開発事業の一環として、発電と流域1市5町の農業用水を確保するため、夕張市南部地点に、北海道開発局が建設したものである。

・川端発電所及び川端ダム

川端発電所は、昭和37年12月に川端ダムの直下に完成したもので、最大出力は4,200kWである。

川端ダムは、夕張川総合開発事業の一環として、発電と夕張川流域1市5町の農業用水を確保するため、大夕張ダムの下流約40キロメートルの夕張郡栗山町字滝下地点に、北海道開発局が建設したものである。

・岩尾内発電所及び岩尾内ダム

岩尾内発電所は、昭和45年12月に岩尾内ダムの直下に完成したもので、最大出力は1万3,000kWである。

岩尾内ダムは、天塩川総合開発事業の一環として、上川郡朝日町登和里地点に洪水調節及び発電と士別市を中心とする流域6市町の農業用水、上水道及び工業用水を確保するため北海道開発局が建設したものである。

・ポンテシオ発電所及びポンテシオダム

ポンテシオ発電所は、昭和48年の石油危機を契機に国産エネルギー開発の一環として、上川郡朝日町茂志利地点に昭和58年6月に完成したもので、最大出力は1万1,000kWのダム水路式発電所である。

ポンテシオダムは、発電専用のダムとして、岩尾内ダム上流約18キロメートル地点に建設されたもので、約8.2キロメートルの導水路トンネル等を経て、ポンテシオ発電所に導水している。

・滝下発電所及び沼の沢取水堰

滝下発電所は、国産エネルギー資源開発の一環として、大夕張ダム下流約16キロメートルの沼の沢地点に建設された沼の沢取水堰から延長約6.8キロメートルの導

水路トンネル等で導水し発電を行う水路式発電所として平成4年4月に完成したもので、最大出力は1万6,600kWである。

・清水沢発電所及び清水沢ダム

清水沢発電所は、清水沢ダムの直下に昭和15年5月に炭鉱の自家用発電設備として建設されたものであり、炭鉱の閉山等に伴い、北炭真谷地炭鉱株式会社から、平成6年4月に譲渡を受けたもので、清水沢ダムからの導水を受け、最大出力は3,400kWである。

清水沢ダムは、夕張市清水沢地点に、当初発電専用の目的で建設されたが、上流に二股発電所が完成した後は、同発電所の逆調整池としての利用や農業用水の確保にも利用されている。

・滝の上発電所及び滝の上取水堰

滝の上発電所は、夕張市滝の上地点に大正14年1月に炭鉱の自家用発電設備として建設されたものであり、炭鉱の閉山等に伴い、北炭真谷地炭鉱株式会社から、平成6年4月に譲渡を受けたもので、滝の上取水堰から約390メートルの導水路トンネル等を経て導水を受け、最大出力は2,340kWである。

2 電気事業の経営状況

電気事業の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書によって、経営成績、財政状態及び収支の状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 経営成績の分析

a. 総論

経営成績の分析は、損益計算書を用いて行う。損益計算書には、1年間に電気事業で発生した全ての収益と費用が集計され、その差額として損益が計算される。当該損益の金額によって、電気事業の採算性が明らかになる。

電気事業において、収益の大部分は北海道電力株式会社へ卸供給した電力料金収入である。電力料金収入は総括原価方式（詳細については「(4)d. 電力供給料金の算出方法」を参照）により北海道電力株式会社との契約に基づいて計算される。一方、費用の大部分を営業費用及び財務費用で占めている。営業費用は、水系別の発電費、発電の遠隔制御を行う中央制御費、ダム及び取水塔管理費並びに本局管理費に区分して記載されており、主な内容は人件費及び減価償却費である。財務費用は、ダム建設負担金及び発電所建設費のために借入れた企業債に係る支払利息である。

b. 損益計算書の推移

平成9年度以降5年間の電気事業損益計算書の要約は以下のとおりである。

【表3-2】損益計算書推移表

(単位：百万円)

項 目			年 度	平 成 9 年度	平 成 10年度	平 成 11年度	平 成 12年度	平 成 13年度
営業 収益	電 力 料			3,729	3,747	3,745	3,648	3,649
	雑 収 益			39	42	38	46	95
	合 計			3,769	3,789	3,783	3,694	3,744
営 業 費 用	発 電 費	鷹 泊		104	110	104	103	107
		夕 張 川(注)		1,014	981	964	1,155	1,175
		天 塩 川		442	442	429	436	440
		清水沢・滝の上発電所(注)		204	207	203	-	-
	発 電 中 央 制 御 費			108	103	103	88	86
	ダム 管理 費	鷹 泊 ダ ム		41	45	40	51	59
		岩 尾 内 取 水 塔		2	2	2	3	1
		清 水 沢 ダ ム		8	8	7	7	7
	本 局			477	472	488	482	484
	合 計			2,403	2,374	2,344	2,329	2,362
営 業 利 益				1,365	1,414	1,439	1,365	1,382
財 務 収 益				28	23	7	8	2
営 業 外 収 益				357	245	179	165	99
財 務 費 用 (支払利息)				1,423	1,358	1,293	1,228	1,162
営 業 外 費 用				25	-	3	2	16
経 常 利 益				302	325	330	309	305
特 別 利 益				3	-	-	-	-
特 別 損 失				6	7	-	-	15
当 年 度 純 利 益				299	318	330	309	290
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金				3	6	9	5	2
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金				302	324	340	315	292

(資料元)「北海道電気事業会計決算書」

(注) 清水沢・滝の上発電所の発電費は、平成12年度から夕張川の発電費に計上されている。

〈分析結果〉

営業収益、営業費用及び支払利息は、比較的安定した推移を見せており、毎期3億円前後の当年度純利益を計上している。

(2) 財政状態の分析

a. 総論

財政状態の分析は、貸借対照表を用いて行う。貸借対照表においては、電気事業に必要な資金がどのように調達され、どのような資産に運用されているかが明らかになる。水力発電事業は装置型産業であるため、事業の開始時において発電施設の建設に多額の資金を投入し、その後数十年という長い期間に亘り電力料金収入によって当該資金を回収するという構造になっている。従って、貸借対照表に計上される資産の大部分は発電に係る固定資産となる。また、安定経営のためには回収期間に見合った長期資金を調達する必要があるため、企業債の発行による資金調達を行っている。

・企業債

地方財政法第5条第1号に基づき、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債。

公営企業会計における貸借対照表上では、「借入資本金」として計上されているが、一般の企業会計においては、負債に計上されるべきものである。

b. 貸借対照表の推移

【表3 - 3】貸借対照表推移表

(単位：百万円)

項 目			年 度		平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
			9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度		
資 産	固 定	水 力 発 電 設	鷹 泊 発 電 所	342	459	430	418	392	
			二 股 発 電 所	193	182	171	162	151	
			川 端 発 電 所	297	282	420	398	375	
			岩 尾 内 発 電 所	424	406	389	512	495	
			ポ ン テ シ オ 発 電 所	7,303	7,128	6,943	6,762	6,580	
			滝 下 発 電 所	14,497	14,085	13,682	13,284	12,882	
			清 水 沢 発 電 所	553	508	465	424	383	
			滝 の 上 発 電 所	116	105	99	94	88	

資 産	備 用 資 産	発 電 中 央 制 御 室	39	25	18	17	16
		夕張川発電管理事務所	259	251	244	236	226
		計	24,028	23,435	22,865	22,310	21,592
	業 務 設 備	業 務 設 備	357	322	286	253	215
		事 業 外 固 定 資 産(注1)	-	-	-	-	164
		建 設 仮 勘 定	1,269	1,478	1,732	2,157	2,216
		投 資(注2)	30	30	30	30	624
	小 計	小 計	25,684	25,265	24,915	24,751	24,812
		流 動 資 産	4,301	4,135	4,063	3,720	3,225
	合 計	合 計	29,985	29,401	28,979	28,471	28,038
負 債	固 定 負 債	固 定 負 債	652	648	649	648	721
		流 動 負 債	130	100	196	122	268
	合 計	合 計	782	749	845	770	989
資 本	自 己 資 本 金	固 有 資 本 金	53	53	53	53	53
		組 入 資 本 金	4,700	4,994	5,314	5,661	5,990
		計	4,753	5,047	5,367	5,715	6,044
	借 入 資 本 金	企 業 債	22,906	22,027	21,167	20,338	19,387
		計	22,906	22,027	21,167	20,338	19,387
	小 計	小 計	27,660	27,075	26,535	26,053	25,431
		資 本 剰 余 金	1,085	1,095	1,106	1,192	1,200
		利 益 剰 余 金	457	481	492	454	416
		小 計	1,542	1,576	1,598	1,646	1,616
	合 計	合 計	29,202	28,652	28,133	27,700	27,048
負 債 ・ 資 本 合 計			29,985	29,401	28,979	28,471	28,038

(資料元)「北海道電気事業会計決算書」

(注1) 平成13年度から運転を開始した小平オンネ風力発電設備である。

(注2) 平成13年度に余資運用のために国債等の有価証券を購入した。

〈分析結果〉

平成13年度における資産合計28,038百万円の約88%を固定資産が占めており、その固定資産の中でも発電所等の発電設備が約87%を、建設仮勘定が約9%を占めている。発電設備の中でも、建設されたのが比較的新しいために減価償却がまだ進んでいないポンテシオ発電所及び滝下発電所の発電設備が大部分を占めている。

負債には、固定負債721百万円及び流動負債268百万円が計上され、固定負債は主に退職給与引当金275百万円及び修繕引当金404百万円であり、流動負債の主なものは未払金262百万円である。

資本には、資本金25,431百万円及び剰余金1,616百万円が計上され、資本金には、自己資本金6,044百万円及び借入資本金19,387百万円が計上されている。借入資本金とはダムの建設負担金や発電所等の固定資産の取得のために借入れた企業債である。

(3) キャッシュ・フローの分析

a．総論

キャッシュ・フローの分析では、営業活動によって獲得された営業キャッシュ・フローがどのような活動に使用されているかが明確になる。営業キャッシュ・フローの代表的な使途としては、設備投資及び借入金の返済がある。先行投資を行う場合には、設備投資額が営業キャッシュ・フローを上回り、不足分を借入金で調達してその後の収益で借入金を返済していくこともある。

b．キャッシュ・フロー計算書による分析

企業会計ベースでのキャッシュ・フロー計算書は、以下のとおりである。

【表3-4】キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

年 度		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
項 目	当 年 度 純 利 益	299	318	330	309	290
	減 価 償 却 費	804	783	764	750	771
営 業	受 取 利 息	△ 28	△ 23	△ 7	△ 8	△ 2
	支 払 利 息	1,423	1,358	1,293	1,228	1,162
活	そ の 他	34	7	109	△ 148	294
	小 計	2,535	2,444	2,491	2,131	2,516
動	利 息 の 受 取 額	28	23	7	8	2
	利 息 の 支 払 額	△1,423	△1,358	△1,293	△1,228	△1,162

	営業活動によるキャッシュ・フロー	1,140	1,109	1,205	912	1,357
投 資 活 動	有形固定資産の取得支出	△ 283	△ 383	△ 420	△ 589	△ 240
	投資有価証券の取得支出	-	-	-	-	△ 594
	そ の 他	16	14	11	86	8
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 265	△ 368	△ 407	△ 504	△ 826
財 務 活 動	企業債の発行による収入	137	136	153	225	120
	企業債の償還による支出	△1,017	△1,014	△1,013	△1,053	△1,070
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 880	△ 878	△ 860	△ 828	△ 950
現金及び現金同等物の減少額		△ 6	△ 137	△ 61	△ 420	△ 420
現金及び現金同等物期首残高		3,937	3,931	3,793	3,731	3,310
現金及び現金同等物期末残高		3,931	3,793	3,731	3,310	2,890

(資料元) 包括外部監査人作成

〈分析結果〉

「(1)経営成績の分析」で述べたとおり、損益計算書による採算性分析では、毎期3億円前後の当年度純利益を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローは、過去5年間約9億円から13億円のプラスである。一方、投資活動によるキャッシュ・フローは、約3億円から8億円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは、約9億円前後のマイナスとなっている。この結果、毎期、現金及び現金同等物の残高は減少している。なお、平成13年度においては、余資運用及びペイオフ対策のために約5億円の国債等の購入を行っているため、投資活動によるキャッシュ・フローのマイナスが増加している。

当キャッシュ・フロー計算書からは、建設仮勘定等の有形固定資産の取得による支出及び企業債元本の償還のための財源が、営業活動により獲得した資金では不足していることが読み取れる。

この5年間には、大規模な発電設備等の取得が行われていないことから、有形固定資産の取得支出及び企業債の発行による収入は、それほど多額に計上されていないが、大規模な発電設備等の取得が行われた場合には、有形固定資産の取得支出及び企業債の発行による収入が多額に計上され、その後の事業年度において、それに伴う減価償却費、支払利息の計上額及び支払額が計上されることとなる。

(4) 電力料金について

a．電力量、電力料金収入及び契約単価の推移

【表 3 - 5】販売電力量、電力料金収入及び契約単価の推移

項 目 \ 年 度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
計画販売電力量(千kWh) a	282,139	284,348	284,348	285,094	285,094
実績販売電力量(千kWh) b	304,624	282,023	274,590	305,334	306,627
比 率(%) a / b	108.0	99.2	96.6	107.1	107.6
電力料金収入(百万円)	3,729	3,747	3,745	3,648	3,649
契 約 単 価(円/kWh)	13.17	13.17	13.17	12.76	12.76

実績販売電力量は、降雨量及び降雪量による出水量の増減並びに各発電所等の改良・修繕工事による運転停止期間の有無により、増減する。一方で、電力料金収入は北海道電力株式会社との契約により、実績販売電力量の増減ほどに変化しない仕組みとなっている（詳細は、「d. 電力供給料金の算出方法」を参照）。

契約単価は北海道電力株式会社との間で2年毎に見直しが行われているが、年々低下しており、平成14年度及び平成15年度の契約単価は、1 kWh当たり12円09銭と改定されている（詳細は、「e. 平成14年度及び平成15年度の電力供給料金」を参照）。

b. 発電所別発電量の推移

【表 3 - 6】

(单位: 千kWh)

年 度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
鷹 泊	28,127	18,427	25,195	28,207	28,685
二 股	66,687	62,595	58,197	63,620	62,681
川 端	23,490	19,794	13,007	20,310	19,598
岩 尾 内	35,089	36,998	44,027	41,834	49,672
ボ ン テ シ オ	38,960	40,970	44,304	44,448	46,269
滝 下	89,941	83,116	70,839	84,938	79,117
清 水 沢 ・ 滝 の 上	22,328	20,119	19,019	21,975	20,601
合 計	304,624	282,023	274,590	305,334	306,627

(資料元)「企業局の事業概要(平成14年度版)」

c. 電力供給契約

北海道電力株式会社との間で平成7年10月に締結された「北海道営発電所の電力供給に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という）において、企業局が経営する8発電所での発電電力量のうち発電所内で使用する電力を除く全電力量を、北海道電力株式会社が購入する旨の契約が締結されており、この基本契約書の契約期間は平成22年3月31日となっている。また、期間満了の1ヶ月前までに、契約当事者の双方から別段の意思表示がない場合には、契約期間を1年間延長される。

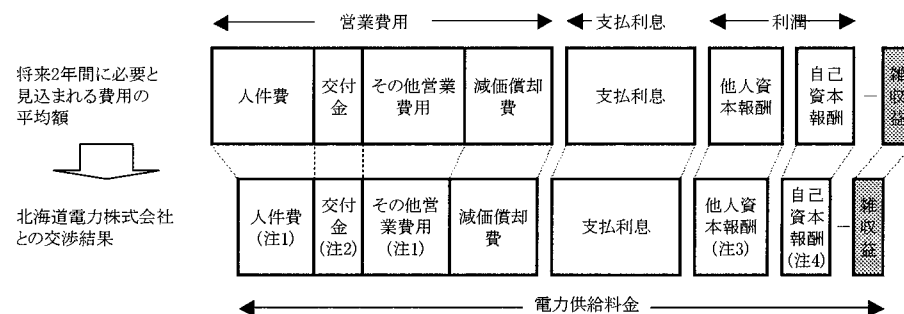
電力供給料金を含めた電力供給のための具体的契約内容は、北海道電力株式会社との間で締結される「道営発電所電力受給契約書」により定められており、2年毎に北海道電力株式会社との協議により、改定される。

d. 電力供給料金の算出方法

電力供給料金は、卸供給料金算定規則（平成11年12月3日 通商産業省令第107号）に基づいて、いわゆる「総括原価方式」により決定されている。つまり、将来の合理的な期間（2年間）において卸供給事業の運営に必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た金額を電力供給料金としている。具体的には、営業費用及び支払利息の合計額から雑収益を控除した金額に、事業報酬（他人資本報酬及び自己資本報酬）を加えた額の将来2年間の平均額をもって、電力供給料金を算出している。ただし、人件費を含む営業費用の一部については、北海道電力株式会社との交渉により、算入額へ含まれないものもある。

電力供給料金の算出方法を図示すると次のとおりとなる。

【図 3 - 2】



(資料元)企業局資料に基づき包括外部監査人作成

(注1) 人件費及びその他営業費用の金額については、北海道電力株式会社との交渉により決定される。

(注2) 発電施設等所在市町村に対する交付金である。

(注3) 償還すべき企業債の元金金額から減価償却費を差引いたものである。

つまり、減価償却費と他人資本報酬を合計した金額が、企業債元金の償還金額と一致する。

(注4) 企業局の利潤部分である。

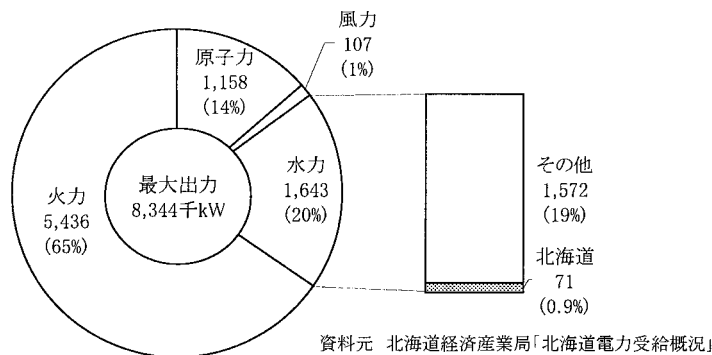
e. 平成14年度及び平成15年度の電力供給料金

平成14年度及び平成15年度の基準とする電力供給料金は、3,443百万円であり、基準受給電力量2億8,490万8,000kWhで除した1kWh時当たりの契約単価は12円09銭となる。基準受給電力量よりも1,424万5,000kWh多い電力量を上限受給電力量（2億9,915万3,000kWh）といい、同量少ない電力量を下限受給電力量（2億7,066万3,000kWh）という。実績受給電力量が、上限受給電力量と下限受給電力量との間であった場合には、北海道電力株式会社から受取る電力供給料金は3,443百万円で変わらないが、上限受給電力量を超えた場合は、超過電力量1kWhにつき1円60銭が電力供給料金に加算され、下限受給電力量に達しない場合は、未達電力量1kWhにつき1円60銭が電力料金から減算される。

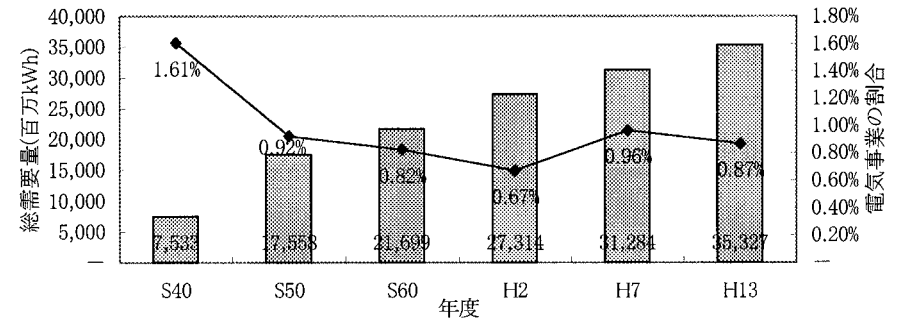
(5) 北海道の電力供給における位置付け

平成13年度における北海道内の全ての発電所の最大出力の合計は8,344kWであり、北海道が経営する8水力発電所合計の最大出力は71kWである。北海道内の全ての発電所合計に占める割合は約0.9%と、その発電シェアは大きいものとはいえない。北海道内の電力の総需要量は、戦後一貫して増加傾向にあり、また、北海道電力株式会社等の民間企業による発電設備の充実のために、電気事業の北海道内における発電量の比重は低下傾向にある。

【図3-3】平成13年度北海道内電源構成



【図3-4】北海道内の総需要量と電気事業の割合



(資料元) 北海道経済産業局「北海道電力受給概況」

(6) 発電所別損益計算書に基づく水力発電所経営の分析

平成14年度予算ベースの発電所別損益計算書は【表3-7】のとおりである。

当発電所別損益計算書の作成方法は、次のとおりである。

- ・料金収入は、各発電所の基準電力量に北海道電力株式会社への契約単価12円09銭を乗じた。
- ・各発電所で発生する営業費用及び財務費用は、各発電所へ直接計上した。
- ・中央制御室及び本局において発生する営業費用は、清水沢及び滝の上発電所を除く6発電所に均等配分した。
- ・各発電管理事務所において発生する営業費用は、関係する各発電所に均等配分した。

【表3-7】発電所別損益計算書

(単位：百万円)

項 目		発電所							
		鷹 泊	二 股	川 端	滝 下	岩尾内	ポンテシオ	清水沢・滝の上	合 計
営業収益	料 金 収 入	314	727	258	929	484	506	222	3,443
営業費用	人 件 費	112	104	104	104	104	104	20	655
	交 付 金	4	2	4	143	6	60	2	224
	減価償却費	28	16	27	391	25	183	47	719
	そ の 他	75	184	65	89	74	69	120	680
財務費用	支 払 利 息	1	1	5	768	1	285	29	1,094
費 用 合 計		222	309	208	1,497	212	703	221	3,374

経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	91	418	49	△ 567	271	△ 196	1	68
1 kWh当たり費用 (円)	8.56	5.13	9.75	19.47	5.31	16.79	12.00	11.85
基 準 電 力 量 (千kWh)	26,042	60,211	21,366	76,930	40,048	41,884	18,427	284,908

(資料元) 企業局作成資料

企業局全体でみると、基準受給電力量における料金収入は3,443百万円であり、費用合計3,374百万円であるから、経常利益68百万円が計上される。減価償却費719百万円は資金の流出を伴わない費用であるため、簡便的な計算によれば、営業キャッシュ・フローは経常利益と減価償却費の合計788百万円のプラスとなり、これを原資として企業債の償還が行われることになる。

発電所別にみても、ポンテシオ発電所及び滝下発電所の1 kWh当たり費用が北海道電力株式会社への契約単価12円09銭を超えており、経常損失が計上されている。この原因は、両発電所の完成はそれぞれ昭和58年、平成4年と他の発電所に比較して新しいために減価償却費が多く計上されていることと、多額の企業債が未償還であること及び利率の高い時代に固定金利の企業債を発行したことから支払利息負担が大きいためである。二股発電所及び岩尾内発電所のように完成時期が古い発電所においては、減価償却費及び支払利息負担が小さいため、1 kWh当たり費用は小さく、多額の経常利益が計上されている。

以上の分析からわかるように、水力発電所の経営は、多額の初期投資が必要であるため、投資額の回収には長い年月がかかるという性質を有している。

(7) 全国地方公営企業との比較

a. 全国地方公営企業が経営する電気事業の状況

全国の地方公営企業が経営する電気事業の経営状況（地方公営企業法適用企業の合計）は【表3 - 8】のとおりである。なお、平成13年度については、現時点で発表されていないため記載していない。

【表3 - 8】全国地方公営企業が経営する電気事業の状況

項 目 \ 年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
総 収 益 (百万円)	98,576	100,007	97,018	100,068
総 費 用 (百万円)	81,970	82,182	83,325	82,905
純 損 益 (百万円)	16,606	17,824	13,693	17,162
累 積 欠 損 金 (百万円)	-	-	-	260

事 業 数	34	34	34	34
利 益 率 (%)	16.8	17.8	14.1	17.2
契 約 単 価 (円/kWh)	10.32	9.72	10.35	10.53

(資料元) 「地方公営企業決算の概況」（総務省発表）

これによれば、全国の地方公営企業が経営する電気事業においては、その電力供給料金が、発生する原価に利潤を加えて算出されるいわゆる「総括原価方式」によっているために、一部の地方公営企業を除いて、欠損金が生じておらず「黒字経営」をつづけていることが理解できる。

b. 北海道電気事業の経営状況

北海道電気事業の経営状況の概略は次のとおりである。

【表3 - 9】電気事業の経営状況

項 目 \ 年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
総 収 益 (百万円)	4,159	4,058	3,971	3,869	3,847
総 費 用 (百万円)	3,859	3,740	3,640	3,559	3,556
純 損 益 (百万円)	299	318	330	309	290
累 積 欠 損 金 (百万円)	-	-	-	-	-
利 益 率 (%) (注)	7.1	7.8	8.3	8.0	7.6
契 約 単 価 (円/kWh)	13.17	13.17	13.17	12.76	12.76

(資料元) 平成9年度から平成13年度事業報告書

(注) 包括外部監査人算定（利益率＝純損益÷総収益）

これによると、北海道電気事業においても、全国の他の地方公共団体が経営する電気事業と同様に「黒字経営」が継続されていることがわかる。同時に、契約単価が全国平均よりも2円以上高いこと、その一方で利益率が全国平均よりも平均で8ポイント低いことを読み取ることができる。これは、北海道電気事業においては、発電量に対する発電費が高いが、「総括原価方式」による電力供給料金を算定する際に付加される利潤が少なく、高コスト・低利益であることを意味している。

また、北海道電力株式会社との間で2年毎に契約が見直される契約単価については、年々低下する傾向にある。

3 財団法人北海道公営企業振興協会

(1) 設立の経緯

項 目			平 成 9 年度	平 成 10 年度	平 成 11 年度	平 成 12 年度	平 成 13 年度
一 般	収入	基 本 財 産 運 用 収 入	0	0	0	0	0
		補 助 金 等 収 入	36	33	39	39	37
		雑 収 入	0	0	0	0	0
		合 計	36	33	39	40	37
		事 業 費	21	18	24	23	22

会 計	支出	管 理 費	12	13	12	14	12
		特 定 預 金 支 出	2	1	2	1	2
		合 計	36	33	39	40	37
	当 期 収 支 差 額		-	-	-	-	-
特 別 会 計	収入	事 業 収 益	63	65	58	59	60
	支出	事 業 費	63	65	58	59	60
	当 期 収 支 差 額		-	-	-	-	-

(資料元) 財団事業報告書

(注) 一般会計の収入の大部分は、企業局からの補助金等収入によっており、支出のうち事業費は各市町への補助金がほとんどであり、管理費の多くを管理部門職員の人件費及び賃借料が占めている。特別会計の収入の全額は、企業局から受託した発電所等の運転管理の受託収入であり、支出の多くは運転管理を行う職員の人件費である。一般会計及び特別会計ともに、毎期収支差額を発生させないように、差額部分については企業局へ返還している。

【表 3 - 12】貸借対照表（平成13年度末）

(単位：百万円)

		一般会計	特別会計	合 計
資 産	流 動 資 産	0	2	2
	固 定 資 産	47	-	47
資 産 合 計		48	2	50
負 債	流 動 負 債	0	2	2
	固 定 負 債	17	-	17
	合 計	17	2	20
正味財産	基 本 金	30	-	30
	そ の 他	0	-	0
	合 計	30	-	30
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		48	2	50

(資料元) 財団事業報告書

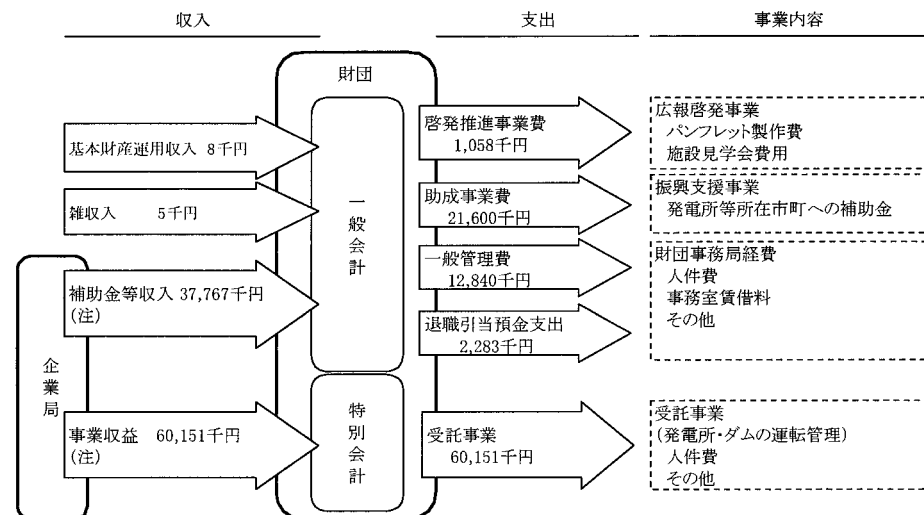
(注) 資産及び負債・正味財産はともに少額であり、資産及び正味財産の大部分を、それぞれ預金（基本財産）及びそれと同額の基本金 が 占めている。

(5) 一般会計と特別会計

一般会計には、地方公営企業に関する調査研究事業、広報啓発事業及び地方公営企業に係る地域の振興支援事業に関するもの並びに財団の管理業務に係るものが計上されており、特別会計には、企業局から受託している清水沢及び滝の上発電所における発電業務、保守及び管理業務並びに清水沢ダム等の管理業務に係るものが計上されている。

企業局及び財団の一般会計と特別会計との関連を図示すると以下のとおりである。

【図 3 - 6】収支の概要



(資料元) 財団事業報告書から包括外部監査人作成

(注) 企業局は、「補助金」(22,650 千円)及び「委託料」(75,269 千円)として支出している。

4 電気事業に関する監査の結果

(1) 中古資産の耐用年数について

概 要

清水沢及び滝の上発電所は、平成 6 年 4 月 1 日に北炭真谷地炭鉱株式会社から取得したものであり、企業局は、当該取得資産の減価償却を行うにあたり使用する耐用年数の算出において、使用開始時から平成 6 年 4 月 1 日までの経過年数を12年間として、法人税法に定める中古資産の耐用年数算出の簡便法を適用している。

改善すべき事項

両発電所の建設時期はそれぞれ昭和15年及び大正14年とかなり古く、平成 6 年 4 月 1 日時点での使用年数が12年間を超えと思われる資産が多く含まれていた。この結果、本来適用すべき耐用年数よりも長い耐用年数による減価償却がなされており、減

償却額が不足となっている。

例えば、清水沢発電所の水路は法人税法上の耐用年数は50年であり、使用開始時期が昭和15年であれば、平成6年の取得時にはすでに耐用年数50年は経過しているため、法人税法の簡便法により取得後の耐用年数を算出すると、 $50年 \times 20\% = 10年$ となるが、企業局では使用開始後12年しか経過していないとみなして計算したため、 $(50年 - 12年) + 12年 \times 20\% = 40年$ を耐用年数として適用している。このため平成14年3月末時点での帳簿価額は、12百万円過大に計上されている。このほかにも、赤レンガ造りの大正14年建築の滝の上発電所の建物等が平成6年4月時点で使用開始から12年しか経過していないとみなされて減価償却が行われていた。

北炭真谷地炭鉱株式会社が保存していた帳簿には、昭和57年より前の記録が無かったため、記録の残っている期間を経過年数とみなしたとのことであるが、取得資産の中で金銭的に大きな割合を占める建物や発電機などは、不動産登記簿や機械本体に記載されている製造年月から使用開始日が容易に推測できるものであり、適切な耐用年数の算出は可能であったと思われる。

平成6年4月に取得した資産について適切な耐用年数を適用して減価償却を実施した場合、包括外部監査人の計算では、平成14年3月末時点での減価償却不足額は73百万円と試算され、有形固定資産残高が同額過大に計上されていることになる。できるかぎり早期に、現物調査等を行うことにより資産の取得時期を把握し、当該資産の耐用年数を修正するとともに、当該減価償却不足額は過年度の費用として特別損失に計上されるべきである。

(2) 修繕引当金について

概 要

平成13年度貸借対照表には、修繕引当金が404百万円計上されている。

修繕引当金とは、一般的に、有形固定資産等についてすでに修繕を要すべき事実が発生もしくは潜在しているが、修繕時期が翌年度以降となる場合に、当年度の負担とすべき額を見積り、期末に負債性引当金として計上するものである。

一方、企業局は、各発電所の最大出力を基準に算出した「標準修繕費」を毎年度の修繕費として費用に計上し、実際支出額を控除した残高について、修繕引当金として積増していく方法を採用している。仮に実際支出額が修繕費より多額になった場合には、既引当額を取り崩すこととなる。なお、「標準修繕費」とは、監督官庁であった通商産業省が電力供給料金を認可するための基礎数値となっていたものである。このため、平成13年度末の修繕引当金残高404百万円は、将来の修繕のうち当年度以前の年度の負担とすべき金額とはいえず、電力供給料金の算定にあたり総括原価に含まれた修繕費と実際の支出額との差額にすぎない。

改善すべき事項

修繕引当金は、将来の修繕費の発生額と直接関係のない「標準修繕費」に基づいて計上されるべきではない。過去の修繕費の実績及び将来の合理的な予測に基づく、合理的で明確なルールを定める必要がある。

具体的には、通常の修繕に係る費用は過去一定期間の通常の修繕費の実績に基づいて計算し、将来の大規模修繕に係る費用については当該修繕費の見積金額の一定額を毎期費用として引当計上するという方法が考えられる。

(3) 財団法人北海道公営企業振興協会の会計処理について

財団法人北海道公営企業振興協会については、以下の事項を改善する必要がある。

a. 一般会計と特別会計の区分について

公益法人における一般会計と特別会計の区分は、各事業を一つの会計単位として行うことが一般的であるが、財団では次のように区分している。

一般会計	①広報啓発に関する事業 ②地方公営企業に関する調査研究事業 ③発電施設等所在地域の振興に関する事業（平成14年度から企業局に移管） ④北海道企業局からの受託事業のうち本部事務局に係る収支
特別会計	北海道企業局からの受託事業のうち発電所等の運転・保守・管理に係る収支

北海道企業局からの受託事業については、本部事務局と発電所等の現場における収支が各々別会計で処理されている。この背景には、①及び②に固有の収入が僅少額であることから、受託事業収入により①及び②に係る経費も含めて賄わなければならないことがある。しかしながら、受託事業収入はあくまで発電所等に係る業務の受託に係る収入である。現在の一般会計と特別会計の区分は、この点を不明確にするため適当とはいえず、改善する必要がある。

b. 退職給与引当金について

平成14年3月31日現在、退職給与引当金は17,233千円計上されている。退職給与引当金の会計方針は、会計規程に定めはないが、每期給与総額の1ヶ月分を引当てている。

日本公認会計士協会の公益法人委員会報告第7号「公益法人における退職給与引当金について」によれば、「退職給与引当金の額の決定方法について、公益法人会計は独自の方法を有するものではなく」、期末要支給額計上方式または同方式の現価方式のいずれかを採用するのが適当であるとしている（同報告後、企業会計において退職給付会計に大きな変化が見られたが、ここでは触れない。）。これに従い改善する必要がある。

なお、平成14年3月31日現在における自己都合による期末要支給額は、財団の試算によれば9,097千円である。

また、退職積立預金の支出、退職金支出が全て一般会計で処理されている点は、一般会計と特別会計の区分の問題と整合していない。

5 電気事業に関する意見

(1) 建設仮勘定について

a. 朝日発電所建設計画に係る建設仮勘定について

概 要

平成5年10月に、岩尾内ダムの直下に朝日発電所を建設する計画が、平成13年の工事完成・運転開始を目標として作成され、平成5年度から環境影響等の調査が開始された。同計画は、既存の岩尾内発電所で発電に使用した発電放流水を取水し、地下約57メートルに建設予定の同発電所に導水し、最大出力9,700kWの電力を発電した後、延長約6.3キロメートルの放水路トンネルにより再び天塩川に放流する「流れ込み・水路式」発電を行うものであり、当初の計画による建設事業費は約120億円である。

放流水を川から迂回させる「流れ込み・水路式」による発電を行うと、天塩川の一部において水量が減少する区間（減水区間）が発生するが、河川に必要とされる正常流量（注）を維持する必要があるため、発電に使用できる水量は正常流量に左右され、正常流量が多く設定されると、それに伴って発電量が減少する可能性がある。しかし、平成7年から行われている天塩川の河川管理者である国（北海道開発局）との協議は、現在国が正常流量を確定する「天塩川水系河川整備基本方針」の策定中であることなどから進展していない。このため、朝日発電所建設計画も調査段階で中断しており、平成14年度の予算要求は行われていない。なお、平成14年時点での計画では、平成18年度の建設工事開始及び平成22年の運転開始となっている。

朝日発電所建設準備口として平成6年度から平成13年度までに発生した発電所建設に係る事前調査費用等（発電課職員の人件費・旅費、環境調査等の委託費など）は建設仮勘定に計上されており、平成14年3月末時点での残高は280百万円、内訳は【表3-13】のとおりである。この間に実施された業務内容の主なものは、環境等の調査や企業局内部または北海道開発局との協議であり、建設工事の着工は行われていない。

【表3-13】建設仮勘定内訳（平成14年3月末）

（単位：百万円）

工 事 名	人件費・ 旅 費 等	測量費	工 事 負担金	企業債 利 息	その他	合 計
朝日発電所建設準備口	128	148	-	-	3	280

（注）正常流量……維持流量及びそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量。
維持流量……流水の占有、舟運、漁業、観光、流水の清潔保持、塩害の防止、河川閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持等が確保されるための流量。

意 見

正常流量が決定していない段階では、同発電所の発電電力量も確定できないため、その収益性及び公益性の判断もできない状況にある。正常流量が決定される「天塩川水系河川整備基本方針」が策定され次第、同発電所建設計画の見直しを行い、建設計画の続行または中止を速やかに決定すべきと考える。もしも、建設計画が中止となった場合には、同発電所建設準備口として計上されている建設仮勘定280百万円には、資産性が認められなくなるため、中止が確定した年度において特別損失として全額費用処理することが必要である。

b. シューパロ発電所建設計画に係る建設仮勘定について

概 要

国は、石狩川水系夕張川の洪水調節、かんがい及び上水道用水の確保を目的として、既存の大夕張ダムの直下流約125メートル地点に、夕張シューパロダムの建設を計画し、平成3年度から実施設計調査を実施し、平成7年度からダム建設事業に着手している。

これに伴って、大夕張ダムの直下に位置する既存の二股発電所が水没することとなるため、代替発電所として、シューパロダム完成時の発電開始を目的に、シューパロ発電所の建設を計画している。

シューパロ発電所は、最大出力26,600kW、年間可能発電電力量87,337千kWhの発電能力を持ち、既存の二股発電所の発電能力（最大出力14,700kW、年間可能発電電力量60,396千kWh）を上回る。

当初の建設計画では、シューパロダムは平成17年3月に完成予定であり、シューパロ発電所は、平成14年5月着工、平成17年3月完成、平成17年4月運転開始予定であった。しかし、シューパロダム建設工事は、用地買収等が難航したこと及び岩盤調査結果等に基づくダム軸の移動という当初の工事計画の変更を余儀なくされたため、大幅に遅れており、ダム本体の建設は未だ着工されていない。ダムの建設には着工から約10年の期間が必要であるため、シューパロダムの完成は早くても平成24年度であり、シューパロ発電所は平成19年度着工、平成24年度完成予定となっている。しかし、シューパロダムの完成はダム本体工事着工後においても変更となる可能性があり、そうした場合には、シューパロ発電所の着工及び完成時期もさらに遅れることとなる。

シュープロダムの建設費用1,470億円のうち企業局は1.3%を負担することが国との基本協定にて定められており、シュープロ発電所の建設費見積り額約128億円には当該建設負担金約19億円が含まれている。企業局は国が提示する毎年度のダム建設費用の1.3%を工事負担金として支出し、平成13年度までに企業局は工事負担金419百万円の支出を行っている。また、平成14年3月末時点までの建設仮勘定は、シュープロ発電所建設工事口として569百万円、内訳は【表3-14】のとおりである。建設仮勘定には、それぞれの建設計画が作成された平成3年度から、発電課職員の人件費・旅費、環境調査等の委託費や工事負担金などが計上されている。この間に実施された業務内容の主なものは、環境等の調査や企業局内部または北海道開発局との協議であるが、建設工事の着工は行われていない。

【表3-14】建設仮勘定内訳（平成14年3月末）（単位：百万円）

工 事 名	人件費・旅費等	測量費	工事負担金	企業債利息	その他	合 計
シュープロ発電所建設工事口	87	59	419	-	3	569

意 見

シュープロダムの完成予定時期はすでに遅延しており、シュープロダムの建設費用が増大する可能性がある。その結果として、企業局が負担する金額も増大することが考えられるため、シュープロ発電所の建設事業については、シュープロダム建設の動向に留意する必要がある。

(2) 施設の投資計画

概 要

「第3 電気事業の概要 2 電気事業の経営状況 (6)発電所別損益計算書に基づく水力発電所経営の分析」にも記載したように、水力発電所の経営は、多額の初期投資が必要であるため、投資額の回収には長い年月がかかるという性質を有している。さらに、電気事業が行う水力発電所の建設資金の多くは企業債の発行により調達されている。企業債の償還及び利息支払いのための資金は、電気事業からの利益及び減価償却費により回収される資金によって賄われる。このため、企業債の償還及び利息支払いの時期と、利益及び減価償却費の計上時期とのずれが生じると、資金の不足が生じることとなる。従って、このような投資資金の回収に長期間必要な大規模プロジェクトの場合には、長期的な収支計画を作成し、検討した上で、投資計画の実行を決定する必要がある。

現在計画中の新規投資としては、前述したように朝日発電所とシュープロ発電所の建設が計画されている。企業局は、建設計画作成時に、各発電所を建設した場合における将来一定期間（朝日発電所については運転開始後45年間、シュープロ発電所につ

いては運転開始後10年間）のコスト予測を行っていた。しかし、「5(1)建設仮勘定について」に記載したように両発電所の建設計画が遅れていることなどを理由に、コスト予測の見直しや新発電所を含めた電気事業全体の将来予測が行われていなかった。

意 見

将来の事象は多くの不確定要素により構成されており、正確な将来予測を行うことは難しいが、長期的なプロジェクトを実行するためには、長期的な将来予測を行うことは不可欠である。また、電気事業全体の経済規模に比較して、新規の水力発電所の建設費用及びその後のランニングコストは大きな比重を占めることとなり、将来の電気事業の収支に大きな影響を与えるため、個々の発電所建設単体での収支予測だけではなく、建設した場合の電気事業全体の収支予測を行うことも必要である。さらに、電気事業を取り巻く環境は変化するものであるから、長期の収支予測を適時見直し、将来計画の軌道修正に役立てることが必要である。

〈参考〉

包括外部監査人の依頼に基づいて企業局が作成した長期収支予測は【表3-15】のとおりである。

【表3-15】長期収支予測（企業局試算）（単位：百万円）

項 目 \ 年 度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	平成35年度
契 約 単 価(円/kWh)	12.09	11.55	9.93	8.63	7.66
受 給 電 力 量 (千kWh)	284,908	284,908	312,034	312,034	312,034
営業キャッシュ・フロー	1,022	1,183	1,094	1,004	902
投資キャッシュ・フロー	△ 1,101	△ 2,852	△ 58	△ 58	△ 58
財務キャッシュ・フロー	△ 319	1,534	△ 1,188	△ 1,102	△ 418
資 金 増 加 (△減少)	△ 398	△ 136	△ 153	△ 156	426
資 金 残 高	2,911	1,591	1,109	465	1,272
企 業 債 残 高	17,015	14,929	12,753	7,171	4,327

（注）平成20年度の投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローは、シュープロ発電所建設の影響で著増している。

（主な算定条件）

- ・資金には、現金及び預金のほかに、保有している国債・地方債をも含めている。
- ・今後も、電力供給料金は「総括原価方式」により決定されることとするが、契約

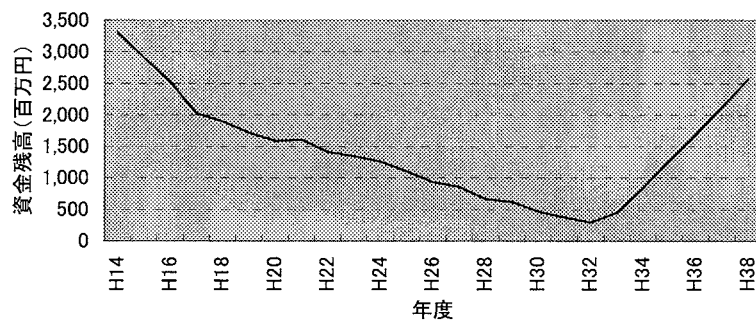
単価は現行の12.09円/kWhを上限とした。

- 過去の北海道電力株式会社との料金交渉結果を勘案し、発生する費用のうち毎年度一定額が総括原価に織り込まれないこととした。
- 修繕費は、発生見込み額の全額が総括原価に織り込まれることとした。
- 営業費用の市町村交付金及び減価償却費は、固定資産残高に関連し増減することとした。
- その他の営業費用は平成15年度から変化しないものとした。
- 新規に発行する企業債の利率は2%とした。（参考：平成13年度発行企業債利率2.1%）

（分析）

上記長期収支予測によれば、【図3 - 7】のように、今後資金残高は減少を続け、平成32年度末に資金残高が298百万円となったあと、平成33年度から資金残高は増加に転じることとなっている。

【図3 - 7】資金残高の推移



しかし、上記シミュレーションにおける条件設定は不確実なものであり、また、総括原価方式の料金算定を前提としているが、実際の料金算定は北海道電力株式会社との相対交渉により行われているため、電力自由化の流れの中で、より一層のコスト低減を求められるなど、収支状況を悪化させる事象が発生する可能性も十分に想定される。

参考までに、別途シミュレーションを行ってみると、上記シミュレーションよりも、契約単価が6円/kWh低下した場合には、ある時期において、資金残高が底をつくこととなる。

(3) コスト削減について

a. コスト削減の必要性について

概要

電気事業は、電力の安定供給、産炭地振興及び石油代替エネルギーの確保という、その時代時代の社会的要請の下に重要な役割を果たしてきた。現在においても、電力の安定供給を図るため、輸入に依存している石油エネルギーに代替するエネルギーの確保は、わが国のエネルギー政策の基本である。また、国際的にも注目されている地球温暖化問題に関しては、平成9年12月に合意された京都議定書において、CO₂削減目標が設定されている。電力の安定供給及び環境保全という目的から、純国産エネルギーであり、かつ、CO₂排出量がほとんどない水力発電は、依然として重要なエネルギー資源である。このように、電気事業が既存の水力発電能力を今後も維持していくことは、環境保全を図りながら電力の安定供給に貢献するものである。

一方で、これまで総括原価方式の下で健全な経営成績を維持してきた電気事業の経営は、電力自由化という環境の変化に機敏に対応しなければ、経済性を発揮するという地方公営企業の原則を果たしえない状況となる可能性がある。

北海道電力株式会社へ供給する電力の供給料金は、総括原価方式により決定されるため、通常は営業経費が多く発生しても損失は計上されない仕組みになっている。しかし、キャッシュ・フローベースで考えると、「(2)施設の投資計画〈参考〉」で述べたとおり、現在の状況下では、資金残高は平成32年度まで減少し続ける構造になっている。

なお、北海道電気事業の平成13年度の電力契約単価は12円76銭であり、全国の地方公営企業が経営する電気事業の契約単価平均9円41銭（資料元「公営電気事業経営者会議資料」）と比較して3円35銭（35.6%）高い設定となっている。

意見

一定の条件の下ではあるが、現在の総括原価方式が維持されるという仮定に基づいて作成された「(2)施設の投資計画〈参考〉」においても、現在のコスト構造を変えなければ、将来の契約単価次第で資金残高が厳しい状況になることが想定される。

電力自由化の流れの中で、電力供給料金は認可制から届出制になり、また、一般事業者等による発電事業への進出により、電力料金の値下げ圧力は年々強まりつつあることから、電気事業を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測される。企業局では、自らの収益性の確保のために、より一層の経費削減を早急に行うことが望まれる。

b. コスト削減のための提言（発電所管理業務の外部委託について）

概要

現在、滝の上発電所及び清水沢発電所を除く6発電所の管理・保守業務については、水系別に設置されている3発電管理事務所において、企業局職員が携わっている。また、6発電所は企業局本局内の中央制御室からの遠隔操作により発電電力量

等の管理が行われており、これにも企業局職員が携わっている。発電所の管理・保守業務には、多種の電気事業に関する知識・経験・資格が必要とされ、これら職員の養成には長い期間とコストが必要である。

意 見

企業局職員が発電所の管理・保守業務や中央制御装置の操作に直接携わることは必ずしも必要ではなく、民間企業の活用により、大幅な経費削減が実現可能であると思われる。

実際に、北炭真谷地炭鉱の閉山により企業局が譲り受けた滝の上発電所及び清水沢発電所においては、これまで当該発電所を管理・保守していた職員を再雇用し経費を節減できたという特殊事情はあるものの、企業局が全額出資する財団法人北海道公営企業振興協会へ、両発電所の管理・保守業務を委託することにより、企業局職員が管理・保守業務を行う場合と比較して、大幅な経費の削減を実現している。他の発電所についても、可能な限り業務の民間企業等への外部委託を図り、経費の削減を図る必要がある。企業局は、関係法令等の制約から電気、ダム水路・管理主任技術者等の業務、危機管理の面及び関係機関との調整業務などのため企業局職員を確保する必要があり、業務の全てを委託できるわけではないが、その他の管理・保守業務は外部委託により行い、企業局職員は事業の企画立案等の管理業務に特化するなども一つの案として考えられる。

ちなみに、企業局職員の一人当たり年間人件費9,108千円に対して、財団職員は5,941千円である。単純な試算に過ぎないが、管理・保守業務に従事する常勤の財団職員は9名であることから、年間28,503千円の人件費が削減されていると計算される。仮に、現在3つの発電管理事務所の管理・保守業務の全てを民間企業等へ外部委託することにより、同業務に従事する企業局職員31名の人件費を財団職員の人件費程度に削減すると、年間98,177千円の人件費が減少することと計算できる。

(4) 発電所等所在市町への補助金交付について

概 要

平成6年度から平成13年度まで、財団法人北海道公営企業振興協会は、企業局からの補助金を受け、企業局発電所等が所在する市町に対して、年間合計約20百万円前後の補助金を交付し、各市町は、当該補助金を地域施設の備品購入費用（会議用テーブル等）、文化事業（コンサート費用等）、福祉事業（ノンステップバス購入）や衛生事業（清掃車購入）等へ支出を行っていた。平成14年度予算からは、当該補助金交付は、財団法人北海道公営企業振興協会を通さず、企業局が直接各市町へ交付することとなっている。

当該補助金は、法律や各市町との契約等により交付することが企業局に求められているものではなく、財団法人北海道公営企業振興協会設立目的の一つである企業局発

電所等所在地域の振興の手段として行われていたものである。

平成11年度から平成13年度において実施した事業は【表3 - 16】のとおりである。

【表3 - 16】

市 町	事 業 名	金額(千円)	事 業 内 容
〈平成11年度〉			
夕 張 市	滝の上公園駐車場整備	4,600	駐車場簡易舗装工事
栗 山 町	カルチャープラザ備品整備	4,600	会議用テーブル等購入
由 仁 町	由仁町文化交流館備品購入	4,600	応接セット等購入
深 川 市	広里コミュニティセンター建設	2,400	会議用テーブル等購入
	ぬくもりの里整備	1,700	会議用テーブル等購入
	音江山麓オートビレッジ整備	500	会議用テーブル等購入
朝 日 町	テレビ放送局機器更新	2,700	放送機器更新
	朝日町開町50周年記念事業	1,900	ガーデニングセット配布
合 計		23,000	
〈平成12年度〉			
夕 張 市	滝の上公園駐車場整備	5,000	駐車場舗装工事
栗 山 町	ごみ収集車購入	5,000	ごみ収集車購入
由 仁 町	由仁町文化交流館備品購入 給食用食器等購入	2,100 900	展示用パネル購入 食器・運搬台車購入
深 川 市	深川駅東複合施設備品整備	5,000	会議用テーブル等購入
朝 日 町	農産物直売施設備品購入	1,300	座テーブル等備品購入
	観光パンフレット作成	1,100	観光パンフレット
	町民ホール自主企画事業	2,400	落語独演会、コンサート
合 計		22,800	
〈平成13年度〉			
夕 張 市	喜多郎コンサート	5,000	コンサート
栗 山 町	ノンステップバス購入	5,000	ノンステップバス購入
由 仁 町	教室用机・椅子購入 給食用保温食缶等購入	3,200 600	机・椅子購入 食缶・食器箱等購入

深 川 市	多度志医療施設備品整備	2,800	玄関マット等購入
朝 日 町	町民ホール自主企画事業	5,000	演劇、コンサート
合 計		21,600	

(資料元) 財団作成資料

意 見

当該補助金の交付理由としては、企業局発電所等設備が所在する地域の振興を目的としている。企業局が一部特定地域の振興を促進することの是非は問わないが、地域振興という目的達成のための手段の選択は一般的に困難である。つまり、公共施設の備品購入費用を企業局が負担することが、果たして地域振興に役立っているか否かの判断は、容易ではないということである。慣例化した補助金は財政支出の硬直化の要因となることがあり、また、補助金を受けた自治体の中には、補助金の効用を最大化させるための地域振興事業を実行する体制が整っていないために、公共施設の備品等の購入に補助金を充てることになるケースも考えられる。地方財政の逼迫が叫ばれる中、一般会計とは独立した企業局においても、補助金が本来の目的に沿って有効に利用されているかどうかの検討を厳密に行うことが望ましい。

第4 工業用水道事業

1 工業用水道事業の概要

(1) 事業の内容

工業用水道事業は、昭和39年1月に室蘭地区工業用水道建設事業に着手し、昭和42年11月に給水を開始して以来、苫小牧地区、苫小牧東部地区及び石狩湾新港地域工業用水道を建設、現在は5工業用水道で営業を行っている。

各工業用水道の概要は以下のとおりである（平成14年3月31日現在）。

【表4-1】

(単位：m³/日、%)

工業用水道事業	室蘭地区工業用水道	苫小牧地区第一工業用水道	苫小牧地区第二工業用水道	苫小牧東部地区第一工業用水道	石狩湾新港地域工業用水道
給水開始年月	昭和42年11月	昭和45年4月	昭和54年4月	平成11年4月	平成11年4月
給水能力(A)	115,000	100,000	100,000	23,000	17,500
契約水量(B)	101,950	66,460	54,910	16,310	2,174
契約率(B/A)	88.7	66.5	71.3	70.9	12.4
給水先業者数	7社	7社	26社	8社	22社

現行契約料金	18円/m ³	14円/m ³	20円/m ³	20円/m ³	50円/m ³
--------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

(資料元) 「企業局の事業概要（平成14年度版）」

(注) 苫小牧東部地区第一工業用水道の給水能力23,000m³/日は、苫小牧地区第二工業用水道の給水能力100,000m³/日の内数である。

(2) 各工業用水道の沿革

・室蘭地区工業用水道事業（以下、本章において「室蘭工水」という）

室蘭地区の鉄鋼及び石油精製関連企業等へ工業用水を供給しているもので、道内初の工業用水道専用ダムとして建設された幌別ダムを水源とし、昭和42年から100,000m³/日による給水を開始、さらに昭和55年に既設貯水池を掘削し、併せて115,000m³/日の給水能力を有している。

・苫小牧地区第一工業用水道事業（以下、本章において「苫一工水」という）

苫小牧西部地区のアルミ工業、化学、石油精製関連企業等へ工業用水を供給しているもので、勇払川を水源として表流水を取水し、昭和45年に一部完成、昭和47年より100,000m³/日の給水能力を有している。

・苫小牧地区第二工業用水道事業（以下、本章において「苫二工水」という）

苫小牧臨海工業地帯における工業用水需要量の増加に対応し、安平川を水源として表流水を取水し、電力、紙製品、化学、石油関連企業等へ工業用水を供給しているもので、昭和54年に完成、100,000m³/日の給水能力を有している。

・苫小牧東部地区第一工業用水道事業（以下、本章において「苫東工水」という）

苫小牧東部地域の開発における基盤整備の一環として実施するもので、計画当初は「沙流川総合開発事業」により建設される二風谷ダム及び平取ダムを水源として、苫小牧東部地域（苫小牧市、厚真町、早来町）の企業への工業用水の供給を予定していた。

その後、下記「(4) 開発計画の変遷と工業用水道事業」に記述した変遷を経て、現在苫東工水として区分されているのは、それまで暫定的に苫二工水から供給していた事業を平成11年に分離独立したものであり、電力、石油関連企業等へ工業用水を供給し、23,000m³/日の給水能力を有している（ただし、実際の給水は苫二工水から行われているため、上記給水能力は苫二工水100,000m³/日の内数である）。

・石狩湾新港地域工業用水道事業（以下、本章において「石狩工水」という）

石狩湾新港地域における産業基盤施設として、また、同地域における既存立地企業が暫定的に地下水を水源としていたことから、地盤沈下や地下水の塩水化を防止するため、「石狩川幾春別川総合開発事業」の三笠ぼんべつダム及び新桂沢ダムを水源として平成11年から一部給水を開始（平成11年度以降、幾春別川総合開発事業からの安定水利での供給が可能となるまでの間、他に水源を求めることが困難なた

め、暫定水利権により取水している）。ガス、コンクリート関連企業等へ工業用水を供給。当初計画給水量は35,000m³/日であるが、現在はこのうち一期工程が完了し17,500m³/日の給水能力を有している。

なお、苫一工水、苫二工水及び苫東工水をあわせて、苫小牧地区工業用水道（以下、本章において「苫小牧工水」という）と呼称する。

(3) 組織

本局に企業局業務の全体を担当する総務課のほか工業用水道事業を担当する工業用水道課があり、出先機関として室蘭、苫小牧及び石狩湾新港地域毎に施設保守管理を担当する管理事務所を設置している（8頁【図2-1】参照）。職員数は、平成14年5月1日現在で工業用水道課16名、管理事務所21名の合計37名である。

(4) 開発計画の変遷と工業用水道事業

各工業用水道事業のうち室蘭工水、苫一工水及び苫二工水については、発展を続ける当該地域の工業地帯としての基盤整備という目的で事業化されたものであるのに対し、苫東工水及び石狩工水は、それぞれ苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の新たな開発計画に伴う基盤整備の一環として事業化されたものである。このため、苫東工水及び石狩工水の運営に関しては、開発計画の変遷が大きく影響してきたという経緯がある。以下でその関連について述べる。

苫東工水

苫小牧東部地域の開発は、昭和40年代前半において決定された「新全国総合開発計画（新全総）」を基に、昭和44年10月に苫小牧東部地区工業用地（9,800ha）の取得が道議会で決定され、昭和45年7月の「第3期北海道総合開発計画」の一環として昭和46年8月に「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画（マスタープラン）」が立案された。当時の経済状況は高度成長期で重工業の最盛期であったため、同マスタープランが発表されると多くの企業から進出の申込みがあり、用地は程なく完売となる予定であった。しかし、直後に日本経済を襲った第一次石油ショックが状況を一変させ、当初進出の申込みを行っていた企業のほとんどが進出計画を白紙撤回してしまったことから、その後の開発計画は大幅な修正を余儀なくされた。

昭和48年策定の第一段階計画（昭和53年までの計画）では当初の基本方針に沿った形で企業誘致が進められ、用地の分譲が開始されたが、上記の状況に加えて昭和53年には第二次石油ショックが起こるなど、重工業を取り巻く環境はますます悪化し、企業進出は極めて低調であった。その後昭和54年策定の第二段階計画（おおむね昭和58年までの計画）では、二度の石油ショックを受けて、国家的に石油備蓄の必要性があるとの認識から、苫小牧東部地域においても石油備蓄基地が建設されたため、一部の用地分譲が行われたが、他は小規模な分譲にとどまった。また、昭和61年策定の第三段階計画（昭和70年代までの計画）によっても、状況の抜本的な解決には至らなかった。

た。

上記のような状況を受けて、平成7年8月に「苫小牧東部開発新計画（新マスタープラン）」が策定され、計画は新段階に入った。

このような経緯を反映して、工業用水道事業においても需要想定が段階的に下方修正された。当初計画では需要想定は1,850,000m³/日と見込まれており、この供給源として沙流川、鶴川、石狩川等を想定していたことから、企業局では昭和58年に「沙流川総合開発事業」（当該事業で建設されるダムは二風谷ダム及び平取ダムの二つであり、前者は平成10年に完成、後者は調査・用地買収等を実施中であり、本体工事は未着手である。）に共同事業者（利水者：ダム使用权設定予定者）として参加、平成13年度末までにダム建設負担金として20,382百万円を支出している。

「新マスタープラン」に基づく平成8年実施の需要想定では、2020年代で140,000m³/日とされた。これにより、苫東工水は当初計画していた平取ダムからの取水を行わなくとも二風谷ダム及び既存の苫二工水水源からの運用で当面の対応が可能と考えられたため、平成9年には北海道開発局長に平取ダム降り（ダムからの取水取り止め）を要請した。また、平成10年の「時のアセスメント」では、確実な需要が見込めるまでの間、二風谷ダムからの取水は行わないことと、二風谷ダムを水源とする専用施設は確実な需要が見込まれるまで着工しないことが結論づけられた。このため、二風谷ダムに関連する専用施設としては、わずかにダムからの取水口部分（将来の取水のために、構造上ダム建設時に同時施工しておくことが必要な部分）が建設されたのみである。

その後、平成13年には室蘭開発建設部からの「沙流川総合開発事業に係る河川整備計画案に対する意見の確認について」に回答する形で、北海道経済部長が平取・二風谷両ダムの工業用水道容量につき、治水容量として使用（用途変更）することを了承しており、事実上今後両ダムからの取水を行わないという意味決定を行っている。

なお、特定多目的ダム法に基づく現行のダム基本計画の期限（平取ダムの当初最終建設予定）が平成16年度であり、平取ダムの着工が予定より大幅に遅れているため、同計画はその時点で変更が行われる予定である。特定多目的ダム法上、北海道は当該変更時において正式に二風谷ダム及び平取ダムから撤退することとなる。

石狩工水

石狩湾新港地域の開発は、昭和45年7月の「第3期北海道開発総合計画」を基に、昭和47年8月に「石狩湾新港地域開発基本計画」が策定され、これにあわせて、北海道企業局が開発用地1,382haを先行取得することに始まる（当該用地は後に石狩開発株式会社に売却、同社が主体となって分譲が進められた）。その後、「石狩湾新港港湾計画」（昭和47年11月）及び「石狩湾新港地域土地利用計画」（昭和51年11月）が策定され、昭和53年から造成・分譲が開始された。また、その後の経済環境の変化を

反映して、両計画は昭和63年、平成9年にそれぞれ改訂が行われた。

同地域における用地分譲は平成14年5月末現在で当初計画の約6割が完了し、購入企業のうち約8割弱が操業を行っているので全用地に占める操業中の用地の割合はおよそ5割程度である。なお、分譲は昭和53年から58年までの間に全体の約2割にあたる207.9haが完了し、昭和59年には一旦分譲実績がゼロとなった。昭和60年以降は、同地域が札幌近郊の土地であることを反映してバブル経済の隆盛に歩調をあわせるように分譲が伸び、平成元年から平成2年にかけては1年に100ha以上の分譲実績を記録した。しかし、その後のバブル経済崩壊とともに分譲実績は低下し、平成13年度の実績では2.85haとなっており、現状においては急激な分譲の伸びは期待できない。

石狩工水は、平成11年4月から営業を開始したが、開業当初の需要想定ではフルスケールに達するのが平成23年と長期間を要し、また、最終的な需要量が35,000m³/日と小規模であったことから、事業化の当初からスケールメリットが出にくい構造にあることが指摘されていた。しかし、上述のようにすでに全用地の5割の操業が開始しているにもかかわらず、【表4-1】からわかるとおり契約水量は2,174m³/日と給水能力の12.4%程度に過ぎない。これは近年における社会情勢や産業構造の変化などから、当初工業統計等を基に想定していた用水多消費型の産業が進出しなかったことや、企業における水の再利用傾向が進んだことなどから、工業用水の需要が当初想定よりも大幅に下回ったためである。この状況から、平成23年度までに当初想定35,000m³/日を達成することは極めて困難と判断されるに至った。

このようなことから、平成14年7月の北海道石狩湾地域開発本部員会議において、需要想定を35,000m³/日から12,000m³/日に見直すとともに、二期工事の中止が決定されている。

両事業に共通する構造

苫東工水及び石狩工水とも、当初は用水多消費型の企業立地を視野に入れ整備を進めてきたが、社会経済情勢や産業構造の変化などから立地する企業が変化していること、また、長引く景気の低迷により用地分譲が長期化するなど、工水需要の発生も遅れていることなどから、当初の需要想定に比べ実給水量が大幅に下回っているという共通の構造が見られる。

工業用水道事業では、当初の需要想定に基づいてあらゆる設備の規模を決定し、先行投資を行うという性質があるため、当初の需要想定が過大であった場合に、すでに行ってしまった設備投資を後になって変更して少ない需要想定にあわせることは事実上不可能である。従って、当初の需要想定を見誤ると、将来にわたって損失を計上しつづけることになりかねない。

企業局における上記2工業用水道事業は、まさにこの状況に陥っているといえるが、今後いかにして過剰設備とこれに係る債務を削減し、かつ需要を喚起していく

かが極めて重要な課題となっている。

2 工業用水道事業の経営状況

(1) 経営成績の分析

a. 総論

経営成績の分析は、損益計算書を用いて行う。損益計算書には、1年間に工業用水道事業で発生した全ての収益と費用が集計され、その差額として損益が計算される。当該損益の金額によって、工業用水道事業の採算性が明らかになる。

工業用水道事業において、収益の大部分は給水収益である。給水収益は一定の料金算定要領に基づいて算定される契約単価（詳細については「(4) 給水料金算定について」を参照）でユーザーとの間で契約が結ばれ、これに給水量を乗じて計算される。一方費用の大部分を占める営業費用は、給水施設の運営に係る経費及び設備の減価償却費からなる。また、企業債に係る利息も重要な残高を占める。

b. 損益計算書の推移

平成9年度以降5年間の工業用水道事業全体損益計算書の要約は以下のとおりである。

【表4-2】損益計算書推移表

(単位：百万円)

年 度		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
営 業 収 益	給 水 収 益	583	586	635	673	663
	室 蘭 工 水					
	苫 小 牧 工 水	840	842	842	853	854
	石 狩 工 水	0	0	34	42	45
	合 計	1,423	1,429	1,512	1,569	1,563
	雑 収 益	1	1	1	1	1
合 計		1,425	1,431	1,514	1,570	1,564
営 業 費 用	室 蘭 工 水 管 理 費	335	371	382	449	455
	苫 小 牧 工 水 管 理 費	492	502	514	546	501
	石 狩 工 水 管 理 費	0	0	360	376	372
	一 般 管 理 費	270	233	275	268	245
	合 計	1,098	1,107	1,532	1,642	1,574
営 業 損 益		327	323	△ 17	△ 71	△ 9

営 業 外 収 益	11	6	1	56	10
営 業 外 費 用	199	187	379	373	398
経 常 損 益	139	143	△ 395	△ 388	△ 398
特 別 利 益	3	0	0	0	0
特 別 損 失	0	0	0	13	18
当 年 度 純 損 益	142	143	△ 395	△ 402	△ 416

（資料元）「工業用水道事業収益費用明細書」

〈分析結果〉

給水収益（売上高）は平成9年度以降着実に増加している。特に平成11年度における室蘭地区の石油精製既存ユーザーの増量による影響が大きい。なお、同年に石狩工水及び苫東工水が開業しているが、石狩工水の初年度給水収益は34百万円であり、苫東工水はそれまで苫二工水として管理していたものを一部分離したものであるため収益に与える影響は限定的である。

しかし、営業利益の推移では平成11年度以降赤字に転落し、平成13年度においても解消されていない。要因は平成11年から営業を開始した石狩工水の営業費用が営業収益に比べて著しく多額であり、石狩工水の営業損失が他の工業用水道事業で計上した営業利益を上回っているためである。

さらに経常利益の推移では、同様に平成11年度以降大幅な赤字に転落しているが、要因は上記と同様に石狩工水営業開始に伴い、それまでは未稼働のため貸借対照表に建設仮勘定（資産）として計上されてきた石狩工水の企業債に係る支払利息が同年度より損益計算書に費用として計上されるようになったことによるものである。

従って、損益計算書からは平成10年度まで毎年1億円を超す当期利益を計上するなど良好な経営成績を残していたものが、平成11年度を境に急激に悪化しているように読み取れるが、これはあくまで石狩工水の営業開始に起因するものであり、工業用水道事業全体の収支が悪化しているということではない。次項において、各工業用水道事業別の損益状況を分析してみることにする。

c. 工業用水道事業別損益計算書による採算性分析

まずはじめに、地方公営企業法に基づき議会に提出される損益計算書は工業用水道事業別には示されていない。以下で分析する資料は各工業用水道事業別の損益を把握するために総務省の決算統計資料として作成されたものである。作成の過程では、営業収益と営業費用との対応関係が重視される結果、共通費の按分には給水料金算定時に用いられた共通費按分基準をそのまま適用しており、当該按分基準の中

には実際の費用の発生態様を必ずしも反映していないものも含まれている。以下では上記を前提として分析を進める。

平成13年度の工業用水道事業別の損益は以下のとおりである。

【表4 - 3】工業用水道事業別損益計算書

（単位：百万円）

	室蘭工水	苫一工水	苫二工水	苫東工水	石狩工水	合 計
営 業 収 益	664	340	399	115	45	1,564
営 業 費 用	548	277	258	94	396	1,574
（人 件 費）	（76）	（58）	（16）	（8）	（27）	（187）
（減価償却費）	（225）	（82）	（72）	（43）	（277）	（700）
（一般管理費）	（92）	（69）	（57）	（2）	（23）	（245）
（そ の 他）	（153）	（66）	（111）	（40）	（68）	（441）
営 業 損 益	115	63	140	20	△ 350	△ 9
営 業 外 収 益	0	0	0	9	0	10
営 業 外 費 用	108	54	8	22	205	398
（支 払 利 息）	（108）	（54）	（8）	（22）	（205）	（398）
経 常 損 益	8	9	132	7	△ 555	△ 398

（資料元）「平成13年度工業用水道事業会計 損益計算書（施設別）」（企業局作成）

（注）一般管理費は全て本局経費の按分額である。

また、人件費については企業局の集計金額とは異なる。企業局においては、報酬及び賃金（いずれもパートに係る支出である）は、純粋な企業局人件費とは捉えず、事務費として会計処理しているが、上表では、事務費とせず人件費として集計している。

〈分析結果〉

【表4 - 3】において、経常損益は全体で398百万円の損失で、石狩工水以外の工水では全て利益を計上しているものの、石狩工水だけで555百万円という巨額の損失を計上し、他工水の利益の合計を上回ったため、全体が赤字となっている。

特に、石狩工水では、経常損失の額が減価償却費と支払利息の合計を上回っており、営業収益の額では運営経費さえも賄えていないという状況がわかる。

また、その他の工水でも苫二工水以外は経常利益の金額が10百万円に満たない状態であり、ほとんど利益は出ていないが、これは公営企業においてはその設立趣旨から、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営

されなければならない」（地方公営企業法第3条）と規定されていることを反映して、給水料金が算定されているためであると考えられる。

なお、営業費用のうち一般管理費とは、本局経費について一定の按分計算により各工水負担額が算定及び計上されるものであり、公営企業の設立趣旨からは直接的に工水運営に要した費用ではないものの、間接的に要した費用として給水料金算定に含まれるべきものである。

さて、【表4-3】をみると、営業費用の中で苦東工水の一般管理費（本局経費からの按分）が他の工水に比べて著しく低いことがわかる。これは、平成12年度までは本局経費として1人分の人件費が按分計上されていたが、平成13年度からは苦東工水が負担すべき人員配分が0人とされ、人件費は全く按分計上されていないことが原因である。この処理は、苦東工水について、平成12年度で国の制度に基づく経営健全化計画（平成7年に申請）が終了したことを受け、計画終了後は単独で採算が取れることが条件となっていたことから、苦東工水において利益が計上されているように調整するための便宜的な会計処理である。

実際には、本局の人員が行う事務処理の中に苦東工水に関わるものが含まれていることは明白であり、その費用を苦東工水が負担しないということに理論的根拠はない。また、当該按分されるべき費用については料金算定上も当然考慮されているものであるため、収益と費用との対応関係を維持する観点からも按分すべきものである。仮に前期と同一の基準で苦東工水に1人分の人件費の按分を行った場合は約10百万円の負担（企業局資料より包括外部監査人試算）となる結果、実質的には苦東工水は約3百万円の赤字となる。

よって、上述のとおり議会に提出される損益計算書は工水別には表示されないため、工水間の按分の適否による影響は受けないが、上記の修正を考慮すると、石狩工水に加えて、苦東工水も赤字経営であることがわかる。

(2) 財政状態の分析

a. 総論

財政状態の分析は、貸借対照表を用いて行う。貸借対照表においては、工業用水道事業に必要な資金がどのような源泉によって調達され、どのような資産に運用されているかが明らかになる。工業用水道事業は装置産業であるため、事業の開始時において供給施設の建設に多額の資金を投入し、その後数十年という長い期間に亘り給水収益によって当該資金を回収するという構造になっている。従って、貸借対照表に計上される資産の大部分は給水に係る固定資産となる。また、安定経営のためには回収期間に見合った長期資金を調達する必要がある。返済期間が長期にわたる多額の資金を民間の金融機関のみから調達することは困難であることなどから、地方財政法及び地方公営企業法では、「第2 5 北海道との関わり」において述べ

たものを含め、いくつかの資金調達方法を規定しており、以下のように貸借対照表の各勘定に計上されている。

・出資金

貸借対照表上は「自己資本金」として表示する。

・他会計借入金

その使途が建設改良及び投資以外の経常的収支不足の補てん目的で借入れたもの（第3条予算という）の場合は「固定負債」として表示し、建設改良及び投資資金として借入れたもの（第4条予算という）の場合は「借入資本金」として表示する。

・企業債

貸借対照表上は「借入資本金」として表示する。

・負担金

新規給水のための配水管の布設等に要する経費を条例に基づきユーザーに負担を求めるもの、もしくは道路改修等のための配水管の移設等に要する経費を協定により北海道開発局等原因者に負担を依頼するもの。

貸借対照表上は「資本剰余金」の内訳で「その他資本剰余金」として表示する。

・国庫補助金

資本的支出に充てるために交付される国庫補助金。

貸借対照表上は「資本剰余金」の内訳で「国庫補助金」として表示する。

貸借対照表の分析においては、少なくとも現在保有する資産が、将来返済が必要な金額を上回っている（すなわち債務超過状態でない）ことが一つの目安となる。

b. 貸借対照表の推移

平成9年度以降5年間の貸借対照表の要約は以下のとおりである。

【表4-4】貸借対照表推移表

（単位：百万円）

項 目		年 度		平 成 9 年度	平 成 10 年度	平 成 11 年度	平 成 12 年度	平 成 13 年度
資 形 固	有	室 蘭 工 水		5,847	5,682	7,514	7,298	8,874
		苫 一 工 水		1,874	1,853	1,779	1,697	1,631
		苫 二 工 水		4,805	4,744	3,622	3,774	3,698
		苫 東 工 水		0	0	1,007	995	1,550
		石 狩 工 水		0	13,123	13,734	13,474	13,183
	固	稼 動 資 産 計		12,527	25,403	27,658	27,240	28,937

産	定 資 産	建設	苫 東 工 水	28,383	29,386	30,303	31,202	32,092
		設	石 狩 工 水	10,849	658	159	269	408
		仮	室蘭工水第二期改修	198	2,246	1,300	1,484	72
		勘	そ の 他	26	25	202	501	0
		定	小 計	39,457	32,315	31,966	33,458	32,572
		小	計	51,984	57,719	59,624	60,699	61,510
	無 形 固 定 資 産	62	63	62	62	62		
	流 動 資 産	1,861	999	922	526	673		
	う ち 現 金 預 金	0	320	654	293	474		
	資 産 合 計	53,909	58,781	60,610	61,288	62,246		
負 債	固 定 負 債	う ち 他 会 計 借 入 金	0	0	302	599	876	
		流 動 負 債	1,598	731	529	68	110	
		う ち 一 時 借 入 金	1,574	0	0	0	0	
		合 計	1,739	898	1,030	926	1,300	
		資 本	資 本 金	自 己 資 本 金	9,794	11,115	11,337	11,463
借 入 資 本 金	28,281			30,955	32,329	32,934	33,631	
う ち 他 会 計 借 入 金	979			1,317	1,317	1,331	2,847	
小 計	38,075			42,070	43,666	44,397	45,253	
剰 余 金	資 本 剰 余 金		13,950	15,668	16,309	16,762	16,907	
	未 処 分 利 益 剰 余 金		142	143	- 395	- 798	- 1,214	
	小 計		14,093	15,811	15,913	15,964	15,692	
	合 計		52,169	57,882	59,580	60,362	60,946	
負 債 資 本 合 計	53,909	58,781	60,610	61,288	62,246			

(資料元)「北海道工業用水道事業会計決算書」

〈分析結果〉
資産について

全体的には資産総額のうち有形固定資産が98.8%を占めており、民間企業でいう典型的な装置産業型である。平成13年度末残高について工事別有形固定資産残高をみると、石狩工水が最も金額が大きく131億円（資産総額比21.2%）、以下室蘭工水88億円（同14.3%）、苫二工水36億円（同5.9%）、苫一工水16億円（同2.6%）、苫東工水15億円（同2.5%）の順となっている。

その他、建設仮勘定が平成9年度から約320億円以上の残高を保っている。建設仮勘定は、未完成の設備に対して支出された金額を計上する勘定であり、完成の都度有形固定資産の各勘定科目に振替えられるものであるが、主要設備としては平成10年度に石狩工水の主要部分が本勘定に振替えられた他は室蘭地区等の改修に係る工事に伴う振替えがあるのみで、特に苫東工水建設仮勘定については、計上額が年々増加し、平成13年度末には320億円に達している。これには、苫東工水が当初水源として計画していた二風谷・平取両ダムの建設に係る負担金、二風谷ダムの稼動が開始した平成10年度以降のダム維持管理費負担金及びこれらの負担金支出のために起債した企業債に係る利息並びに二風谷ダム工事と同時に建設された専用施設の建設費が計上されている。また、石狩工水建設仮勘定についても、主要設備の振替え後は「石狩川幾春別川総合開発事業」のダム負担金が毎期計上されているのみである（企業局作成資料より）。なお、平成13年度末現在において、全固定資産に占める建設仮勘定（未稼動資産）の割合は53%に上る。

負債について

公営企業会計においては、固定資産建設に要する資金を借入れた場合には「借入資本金等」として資本の部に計上されるため、負債に計上されるものは、固定資産建設以外の経常収支から生じた長期借入金、引当金等の固定負債と、企業債が起債されるまでの間のつなぎ融資として借入れる一時借入金、未払金等の流動負債である。

平成11年度以降、それまで計上がなかった他会計借入金（北海道一般会計からの借入金）の残高が発生しているが、これらは全て石狩工水に関わるものである。これは、平成11年4月に石狩工水が給水を開始したが、契約水量が2,000m³/日と少なく、経常収支の不足（減価償却費等非現金支出を除いた不足額）に対し収支の均衡が図られるまでの間、一般会計が支援（長期貸付）を行うこととしているためである。

資本について

上述のとおり資本の部には、公営企業特有の会計処理である借入資本金（固定資産建設に係る借入れ等）等が計上されるため、平成13年度末で自己資本比率は97.9%と算定されるが、表示方法はともかく当該金額の性質は借入金であり、今後将来にわたって償還が必要な資金であることに変わりはない。借入資本金の性質に着目

して、一般企業と同様に当該金額を負債として捉えると、自己資本比率は43.9%となる。

借入資本金にも、他会計借入金が含まれており、これには苫東工水に係るもの2,081百万円（平成13年度末）と石狩工水に係るもの876百万円（平成13年度末）がある。いずれについても、元本の返済期限を特定せず、元利とも事業から生じた余剰金の範囲内で返済するという約定になっている。

このうち苫東工水に係るものについては、北海道が平成7年3月に国の経営健全化対策実施団体の指定を受けたことから、経営健全化計画の実施に伴って必要となる資金については一般会計からの貸付けが可能となったことと、すでに起債した建利建元債（建設利息と建設元本を償還するために起債する企業債）については、制度上再度建利建元債による借換を行うことはできない規定になっているため、当該債務の償還に必要な資金は一般会計に頼らざるを得なかったことによるものである。当該資金の投下先は大部分がダム関連支出であり、当面の間ダムの利用見込みが立たないため、料金からの回収が見込まれないことから、返済期限を特定しなかったものである。当該資金については過去に一度5百万円の返済が行われたのみである。

また、石狩工水に係るものは計画当初からスケールメリットが出にくく、黒字化に長い時間を要する損益構造であったことから、当初から建設費の一部を特に返済期限を定めない一般会計からの借入れとし、返済は余剰金が生じた場合にその範囲内で行うこととすることによって、資金収支のバランスを図ったものである。当該資金についても過去に一度10百万円の返済が行われたのみである。

また、「(1) 経営成績の分析」で述べたとおり、平成11年の石狩工水の営業開始以後、主に石狩工水において大幅赤字を計上しつづけていることから、それまでプラスであった未処分利益剰余金は同年以降一転してマイナス（欠損金）となり、その後欠損金額が拡大しつづけている。過去及び現時点で債務超過の状況にはないが、今後もこの状況が継続し、每期同程度の損失を計上し続けることになれば、自己資本が減少を続け、財務的には弱体化していくことになる。

(3) キャッシュ・フローの分析

a. 総論

キャッシュ・フローの分析では、営業活動によって獲得された営業キャッシュ・フローがどのような活動に使用されているかが明確になる。営業キャッシュ・フローは通常プラスとなるべきものであり、これがマイナスになっている場合は本業部分の収益として得られる資金が、本業部分の費用として支出される資金を下回っており、営業を続けることによって資金流出が拡大する状態にあることを示している。この場合は営業を停止することによって資金の流出を食い止めることができると判断される。営業キャッシュ・フローの代表的な使いみちとしては、設備投資及び借

入金の返済がある。先行投資を行う場合には、設備投資額が営業キャッシュ・フローを上回り、不足分を借入金で調達してその後の収益で借入金を返済していくこともある。

b. キャッシュ・フロー計算書による分析

「(1) 経営成績の分析」で述べたとおり、損益計算書による採算性分析では、石狩工水で巨額の赤字が発生しているため全体の採算性がマイナスとなっているものの、それ以外の工業用水道ではおおむね利益が確保され、採算がとれているようにみえる。

しかし、損益計算書には現在稼働中の設備に関わる期間収益費用が集計されるのみで、未稼働の設備投資及び企業債の起債並びに償還に関わる資金の収支は表示されない。また、損益計算書には減価償却費、固定資産除却損等資金流出を伴わない費用または損失が計上されており、構造上資金的な収支を直接的に読み取ることはできない。

そこで、これらに一定の調整を行って、営業活動により獲得されたキャッシュ・フローを算定し、これをもとに設備投資支出及び企業債返済状況をキャッシュ・フローベースで分析すると以下ようになる。

【表4-5】工業用水道別キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	室 工	蘭 水	苫 工	一 水	苫 工	二 水	苫 工	東 水	石 工	狩 水	合 計
営業利益	115	63	140	20	△ 350	△ 9					
減価償却費	225	82	72	43	277	700					
引当金増減	22	11	13	3	3	55					
営業キャッシュ・フロー(注1)	363	156	226	68	△ 69	746					
支払利息(注2)	△ 108	△ 54	△ 8	△ 22	△ 205	△ 398					
支払利息控除後営業キャッシュ・フロー	255	102	218	45	△ 274	347					
設備投資額	△ 377	△ 14	△ 15	△ 977	△ 140	△1,525					
うち建設利息(注3)	△ 9	-	-	△ 719	-	△ 728					
うちダム負担金	-	-	-	△ 170	△ 138	△ 308					
設備投資額 控除後キャッシュ・フロー	△ 123	88	202	△ 933	△ 415	△1,178					
企業債償還額	△ 68	△ 43	△ 53	△ 609	△ 43	△ 819					

調達前資金過不足額(注4)	△ 191	45	149	△1,542	△ 458	△1,997
受入補助金・負担金	146	-	-	3	-	149
他会計借入金	-	-	-	1,480	313	1,793
他会計出資金	-	-	-	-	158	158
当期資金余剰 or 不足	△ 45	45	149	△ 59	13	103
前期繰越工事資金	59	-	-	60	-	119
当期資金余剰 or 不足	14	45	149	1	13	222

（資料元）「平成13年度工業用水道事業会計 損益計算書（施設別）」（企業局作成）より包括外部監査人が作成

「引当金増減」、「設備投資額」については「平成13年度決算書」より包括外部監査人が算定

建設利息については「総勘定元帳」より包括外部監査人が算定

企業債償還額については「事業別償還一覧表」（企業局作成）より

ダム負担金については「建設仮勘定の内訳」（企業局作成）より包括外部監査人が算定

（注1）過去の推移から、工業用水道事業においては、営業に関する債権債務が決算期によって大きく変動しないこと及び工業用水道別に貸借対照表が作成されていないため工業用水道別に債権債務の変動を捉えることが困難なことから、企業会計で用いられる「営業活動によるキャッシュ・フロー」の厳密な定義とは異なるが、本章においては説明の便宜のために「営業利益＋減価償却費＋引当金増減」を「営業キャッシュ・フロー」として分析する。

（注2）損益計算書に計上されている「支払利息」勘定の金額である。

（注3）移動前の期間に係る利息という判断から、貸借対照表に「建設仮勘定」として計上され、損益計算書には計上されていないものである。

（注4）設備投資額控除後キャッシュ・フローから企業債償還額を差引いた額を「調達前資金過不足額」とした。

〈分析結果〉

【表4-5】をみると、石狩工水以外は営業キャッシュ・フローが獲得されており、特に営業利益が出ている各工業用水道の中で最も経常利益が低かった室蘭工水については、減価償却費負担が大きいため営業キャッシュ・フローでは最も資金を獲得していることが読み取れる。また、巨額の営業損失が発生していた石狩工水は減価償却費を調整したとしても営業キャッシュ・フローでは69百万円の資金流出となっており、上述のとおり営業を続けることによって資金流出が拡大する状態にあることから、キャッシュ・フロー分析上は営業を停止すべき状況にあると判断される。

【表4-5】において「設備投資額」は建設仮勘定を含めた有形固定資産総額ベースの当期末残高から前期末残高を差し引いて算定したものである。当期の設備投資額は苫東工水が977百万円と最も多く、次いで室蘭工水の377百万円、石狩工水の140百万円となっている。このうち、室蘭工水は、第二期改修工事があったことによるもので、実際に建設工事が行われたものであったが、「(2) 財政状態の分析」の項でも述べたとおり、苫東工水と石狩工水に関しては、一部の改修工事に係る支出を除き大部分がダムの建設負担金と建設利息を建設仮勘定に計上したものであり、実際の建設工事が行われているものではない。

また、企業債の償還額は、総額で819百万円であるが、このうち苫東工水に係るものが609百万円を占めている。苫東工水の営業キャッシュ・フローが68百万円であることと比較すると企業債の償還額が極めて多額であることがわかる。これは、過去に支出したダム関連費用に係る企業債の償還がすでに始まっているのに対し、これまでダムの利用がされておらず、今後もダムを利用しない方向で事業の運営を行う考えであることから、給水料金の算定上、ダム関連支出の回収を見込んでいないためである。この結果、(1)の損益計算書による分析においては7百万円の黒字（ただし、実質は3百万円の赤字）であったはずの苫東工水において、資金調達ベースでは実に1,542百万円もの資金不足が生じていることがわかる。

一方、資金の調達については、当期は企業債の起債はなく、資金不足（1,997百万円）の大部分（1,793百万円）を他会計借入金（一般会計からの借入金）で調達したことがわかる。今回他会計借入金で資金を調達したのは、苫東工水と石狩工水である。これは、「(2) 財政状態の分析」の項で述べたとおり、制度上企業債による調達が不可能になったこと及び平成14年度からは国が平成14年度に創設した「工業用水道事業未稼動資産等整理経営健全化対策」（以下、「新健全化対策」という）の適用を前提とした資金調達を行ったことによるものである。

ここで資金調達源泉別の調達・返済額について過年度の推移をみると以下のとおりとなる。

【表4-6】資金調達・返済額推移表

（単位：百万円）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
調達額					
他会計借入金	775	337	308	321	1,793
企業債発行	4,055	3,022	2,112	1,338	-
出資金受入	1,137	1,178	78	126	158

負担金受入	111	323	266	425	84
国庫補助金受入	1,824	1,461	263	34	60
調 達 額 合 計	7,905	6,322	3,041	2,245	2,097
返済額					
他 会 計 借 入 金	-	-	5	10	-
うち苦東工水	-	-	5	-	-
うち石狩工水	-	-	-	10	-
企 業 債 償 還	1,802	685	738	747	819
返済額合計	1,802	685	743	757	819

(資料元)「北海道工業用水道事業会計決算書」より包括外部監査人が計算

(注)平成9年度は企業債発行及び企業債償還に借り換え分1,157百万円が含まれている。

【表4-6】からは、それまで主たる資金調達方法であった企業債発行が平成13年度において初めてなくなり、代わりに他会計借入金で調達されたことがわかる。これは、平成13年度においては室蘭工水等で設備投資が行われているが、他会計からの借入れが必要となった原因は苦東工水の未稼動部分にかかる企業債元本及び利息の支払いと石狩工水における運転資金の不足であったため、企業債による調達が制度上でできなかったためである。このような資金調達は今後も苦東工水及び石狩工水の資金的構造が改善しない限りつづけていかなければならないものである。

また、返済についてみると、企業債は当初の償還予定に従って返済が続けられているが、その一部は新たな企業債(建利建元債)や、他会計借入金で行われている場合があり、実質的には返済が先送りされているものがある。また、他会計借入金については、平成11年度と12年度にわずかな返済があった他は、全く返済されておらず、今後の返済可能性についても疑問がもたれる。

(4) 給水料金算定について

a. 算定方法

工業用水道の料金は、工業用水道事業者において供給規程を定めて、あらかじめ経済産業大臣に届出なければならないこととされている(工業用水道事業法第17条第1項)。この届出にあたっては、工業用水道料金算定要領(最終改訂平成11年7月旧通商産業省環境立地局)に基づいて工業用水道別に総括原価によって算定を行うものとされている。

1. 算定期間

原則として4月を始期とした1年間を単位とする将来の3年間とする。

2. 総括原価

(1) 総括原価は、営業費用及び営業外費用の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

(2) 算定式

$$\text{料金} = \frac{\text{営業費用} + \text{営業外費用} - \text{控除項目}}{\text{契約水量}}$$

営業費用 = 人件費 + 動力費 + 薬品費 + 修繕費 + 受水費 + 負担金 + その他の維持管理費 + 減価償却費

営業外費用 = 支払利息 + ダム等水源施設費引当金 + 事業報酬

事業報酬 = (企業債償還金 - 減価償却費 + 自己資金による投資額に直近10年間の政府債の平均利子率を乗じた額) を超えない範囲内の額

控除項目 = 諸手数料 + その他事業運営に伴う関連収入

なお、本局経費も営業費用に含まれ、一定の配賦基準に従って各工業用水道に配賦される。

b. 料金の推移

各工業用水道の料金単価の推移は以下のとおりである。

【表4-7】

(単位: 円/㎡)

料金改定年度	室 蘭 工 水	苦 一 工 水	苦 二 工 水	苦 東 工 水	石 狩 工 水
昭 和 42 年	4.0				
昭 和 45 年	4.0	3.3			
昭 和 49 年	6.0	5.0			
昭 和 51 年	13.0	9.0			
昭 和 54 年	13.0	9.0	16.0		
昭 和 61 年	13.0	9.0	17.5		
平 成 6 年	13.0	12.0	17.5		
平 成 7 年	13.0	12.0	20.0		
平 成 8 年	16.5	12.0	20.0		
平 成 11 年	* 18.0	* 14.0	20.0	20.0	50.0

(資料元)「企業局の事業概要(平成14年度版)」2. 収支の推移

* 平成11年10月1日料金改定

（注）平成14年4月に苦一工水の料金が改定され、15.5円/㎡となっている。

ここで、平成11年4月に営業開始した石狩工水について、他の工業用水道より料金単価が高くなっているが、これは「工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取扱いについて」（平成11年7月1日 旧通商産業省）により、国庫補助金を受けた工業用水道事業においては、採択年度、地域または事業用途別に料金単価の上限が設定されており、石狩工水における上限単価は50円ということである。

すなわち、aで述べた料金算定方式により算定される「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当となるよう算定される」原価は50円を超えているにもかかわらず、低廉な工業用水供給の観点から政策的に決定された上限金額において料金を徴収しているのである。この場合、当然ながら適正な原価は料金によって回収することはできず、資金不足は他の手段によって補てんされなければ事業存続できないことを意味する。

なお、平成11年4月営業開始にあたり、通商産業大臣（当時）宛てに企業局が作成した「料金説明資料」に含まれる「料金原価計算」によると、営業開始時点から895.65円/㎡もの料金を徴収しなければ採算はとれず、実際の料金単価とは約18倍もの開きがあった。

（5）新健全化対策に基づいた未稼働資産等の整理について

これまでの分析より、苫東工水及び石狩工水については当初の需要想定と実績との乖離から未稼働資産及びこれに伴う過剰債務を保有しており、これが工業用水道事業の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況を悪化させていることが明らかになった。

今後両工業用水道事業の経営を健全化していくためには当該未稼働資産及び過剰債務を整理することが必要であるが、現行法令では、このような未稼働資産及び過剰債務が発生する事態は想定していないため、特別の措置によらなければ当該処理に係る財源を確保するのが困難である。これまで、苫東工水については、平成7年に国の工業用水道経営健全化計画の指定を受け、一般会計からの出資受け入れ等を行っているが、この時点ではダムからの取水取り止め等は決定されておらず、あくまでダムの利用を前提とした健全化策であったため、結果として抜本的な健全化を果たすことはできなかった。また、石狩工水については、平成11年4月に給水が開始されてから日が浅く、これまでに特別の制度に則って処理されたことはなかった。

これについて、企業局では、新健全化対策に基づき両工業用水道事業の資産整理を行うとともに、石狩工水については資産整理による事業規模の適正化のみでは経営収支の均衡を図ることが困難であることから、これに加えて一般会計から支援を受けることを予定している。

新健全化対策の対象となる団体は、未稼働資産等（未稼働資産のほか、稼働資産のうち施設未利用分）の整理を行うとともに、需要の開拓等による収益の増加または経費の節減を内容とする経営の合理化に取り組むことにより、経営健全化期間経過後において累積欠損金の解消が見込まれ、かつ、資金不足の発生を抑制することが可能な工業用水道事業を経営する地方公共団体とされている。また、未稼働資産等の整理に伴い発生する不足資金に対し企業債を発行できるものとし、経営改善の努力を行ってもなお経営健全化期間中に資金不足が発生する場合は、その1/2を一般会計からの繰入れにより措置することができることとされている。一方、国においては、一般会計からの補助額の1/2（すなわち不足資金の総額の1/4）に対し特別地方交付税による財政措置を講じることとしている。時間的な流れでいえば、新健全化対策初年度（平成17年度）に未稼働資産の除却処理を行うとともに、新たに未稼働資産等整理債を起債して過剰債務の繰り上げ返済を行い、この起債の償還期間（10年）にわたって、その償還財源として一般会計から補助金の交付を受けるものである。従って、一般的には経営健全化計画に基づく対策に取り組むことにより、資産整理からおおむね10年程度で経営健全化が達成されることになる。

苫東工水及び石狩工水においては、新健全化対策によらなければ、現行制度上未稼働資産の整理や、過剰債務の処理に要する資金を確保することは困難である。また、新健全化対策では資産整理に要する不足資金の1/4が特別地方交付税により措置されるため、厳しい財政状況におかれている北海道にとっては、未稼働資産等及びそれに見合う不良債務の圧縮を図るには極めて有効な対策であると考えられる。また、国が工業用水道事業における未稼働資産及び過剰債務の存在を認識し、これらを削減するための措置として設けられた健全化対策は今回が初めてであるという点からも、この機会に新健全化対策に基づいて両工業用水道事業を健全化することは企業局にとって不可欠なことといえる。

現在、企業局では苫東工水及び石狩工水それぞれについて経営健全化スキームを作成している。まず、苫東工水の処理スキームは、ダム基本計画の見直しが行われる平成16年度の翌年度に国からのダム負担金等の還付額が確定すると仮定して、新健全化対策初年度を平成17年度とし、それまでのつなぎ資金及び還付されるダム負担金で不足する資金14,837百万円について、未稼働資産等整理債を起債し、10年にわたってこれを返済していく。毎年の返済額の1/2（10年間で総額8,193百万円）は基準内補助として一般会計から拠出し（ただし、その1/2は国から北海道に特別地方交付税が措置される）、この他に基準外（任意）補助として10年間で総額5,936百万円を一般会計から追加拠出しなければならないと試算しており、この結果最終的には、14,129百万円の一般会計拠出額が必要となる。ただし、不足資金の中には一般会計からのこれまでの拠出額（出資金）4,749百万円が含まれているため、実質的な追加負担額は

これを差引いた9,380百万円ということになる（【図4 - 1】参照）。

なお、このスキームの中で、国からの還付額を最低でも17,800百万円と見積っているのは、特定多目的ダム法の還付に関する規定に従って、これまでに要したダム建設負担金から、二風谷ダムが完成した平成10年度より還付が想定される平成17年度までの間の減価償却費相当額を控除して算定したものであり、現時点では国から考え方が示されていないことから、北海道が独自に試算した額である。国に対してはすでに沙流川総合開発事業に関して負担した経費の還付を求めており、還付額の決定については今後国との協議の中で行われるものである。

また、ダム負担金等の国からの還付額とこれまでにダム関連支出として貸借対照表の建設仮勘定に計上してきた金額（32,092百万円）との差額が、会計上除却損として計上されることになり、仮に還付額が17,800百万円であった場合、除却損は17,350百万円となる。この損失は、新健全化対策次年度（平成18年度）から10年間にわたって未稼動資産等整理債の償還資金として一般会計から拠出される補助金によって埋められていくことになる。

【図4 - 1】

〈苫東工水処理スキーム図〉

（単位：百万円）

資産の処理

現 状	健全化手法
〈未稼動資産〉	平成 17 年度に実施
平成 13 年度末建設仮勘定 32,092 (内容は、ダム負担金、建設中利息等)	国からの還付金(17,800)があるため、残額(17,350)について除却損を計上。 還付金は下記において債務の返済に充当されるため、残高は残らない。
平成 14 年～平成 17 年の増加分 ダム維持管理費負担金 516 建設中利息 2,542	
平成 17 年度末建設仮勘定 35,150	

債務の処理

現 状	健全化手法
〈過剰債務〉	平成 17 年度に実施
自己資本金	国からの還付金(予想) 17,800
出資金 4,749	未稼動資産等整理債起債 14,837
借入資本金	工業用水道事業会計資金 144
企業債 16,139	整理債利息 1,550
他会計借入金 2,081	上記未稼動資産等整理債元金を平成 18 年以降 10 年間で償還。 なお、償還原資は以下のとおり。
資本剰余金	
国庫補助金 6,754	
平成 13 年度末過剰債務合計 29,723	
平成 14 年～平成 17 年の増加分 他会計借入金 3,058	一般会計基準内補助 8,193 一般会計任意補助 5,936 企業局自助努力 2,257
平成 17 年度末過剰債務合計 32,781	※一般会計基準内補助の 1/2 について特別 交付税による財源措置がある。

(注)枠囲み の数値は、一般会計からの拠出額を示す。

次に石狩工水については、見直し後の需要想定である12,000m³/日を超える施設能力相当の資産を未稼働資産とし、この未稼働資産に見合う債務を過剰債務として整理することを骨子とする経営健全化計画を策定している。当該未稼働資産の処分によって3,891百万円の除却損が発生し、これに見合う企業債と一般会計からの長期借入金の返済のために2,572百万円の未稼働資産等整理債（返済期間10年）の起債が必要になる。当該整理債の償還は利息を含めた金額の1/2（1,421百万円）を基準内補助として一般会計が負担し（その1/2は国から北海道に特別地方交付税が措置される）、それ以外は企業局の自助努力で1,421百万円を返済することになっている。この結果上記未稼働資産の処理からは、1,421百万円の一般会計追加拠出額が発生することになる（【図4-2】参照）。

なお、新健全化対策実施年度は、苫東工水と同じ平成17年度である。

【図4-2】

＜石狩工水(12,000 m³/日超過設備)の処理スキーム図＞

（単位：百万円）

資産の処理

現 状	健全化手法
<未稼働資産> 平成13年度末建設仮勘定 3,891 (内容は、給水設備の能力超過分) 平成14年～平成17年の増加は発生しない。	平成17年度に実施 左記のうち国庫補助金の返還免除予定額(1,305)と減価償却累計額(456)を控除した残額(2,128)について除却損を計上。 国庫補助金返済免除額は、資本剰余金を取崩して債務の整理に充当されるため、残高は残らない。

債務の処理

現 状	健全化手法
<過剰債務> 自己資本金 出資金 7 借入資本金 企業債 2,375 他会計借入金 204 資本剰余金 国庫補助金 1,305 平成13年度末過剰債務合計 3,891 平成14年～平成17年の増減分 自己資本金 出資金 6 借入資本金 企業債 △195 他会計借入金 189 平成17年度末過剰債務合計 3,891	平成17年度に実施 未稼働資産等整理債起債 2,572 補助金等返還免除 1,305 整理債利息 270 (左記のうち、出資金残高13は維持する) 上記未稼働資産等整理債元金を平成18年以降10年間で償還。 なお、償還原資は以下のとおり。 一般会計基準内補助 1,421 企業局自助努力 1,421 ※一般会計基準内補助の1/2について特別交付税による財源措置がある。

(注)枠囲み の数値は、一般会計からの拠出額を示す。

しかし、これまでも述べたとおり石狩工水の契約水量は平成13年度末で2,174m³/日

にとどまっております。見直し後の需要想定ではフルスケールの12,000m³/日に達するには長期間を要することから、上記未稼働資産及び過剰債務の整理によって、即座に損益及びキャッシュ・フローが黒字化するわけではない。企業局の試算では未稼働資産及び過剰債務整理後においても単年度黒字化が可能になる給水水準は、ほぼフルスケールに近い11,000m³/日以上になってからで、その達成時期は平成37年度と想定されている。また、上記の新健全化対策とは別に、一般会計からの資金拠出（補助、出資）8,500百万円と長期貸付金700百万円が必要であり、その金額は総額で約9,200百万円と見込まれている。

なお、苫東、石狩両工水についてそれぞれ企業局自助努力として2,257百万円及び1,421百万円が見込まれているが、これは純粋にこれらの2工水によって稼得されるものではなく、あくまで企業局全体として稼得されるものである。

上記の新健全化対策の概要からは、苫東工水及び石狩工水いずれも未稼働資産及び過剰債務を抱えているものの、苫東工水はほとんど専用施設の工事を行わず、ダム負担金が巨額になっていたという構造のために今回の新健全化対策で未稼働資産及び過剰債務のほぼ全部を処理できるのに対して、石狩工水は専用施設がすでに完成しており、新健全化対策によって長期間に亘って一般会計からの支援策が必要となっていることがわかる。

3 工業用水道事業に関する監査の結果

(1) 苫東工水における資金不足とその調達方法について

概 要

現在、苫東工水の建設仮勘定には、ダム建設負担金の他、その支払いのために起債した企業債の支払利息及び二風谷ダム完成後のダム維持管理費負担金が計上されている。このうち、建設負担金は、二風谷ダムが平成10年に完成したことと、現行のダム基本計画では平成16年完成予定の平取ダムの建設が遅れていることから、平成11年度以降は支出していないが、企業債の支払利息とダム維持管理費負担金は、每期支出している。また、過去に起債した企業債の元本償還もすでに始まっており、これらをあわせた支出金額は「2(3) キャッシュ・フローの分析」で算定したとおり、平成13年度では年間1,498百万円に達するにもかかわらず、これに対応する収入は全く稼得されておらず、これらを一般会計からの借入金で補てんしてきている状況である。なお、この一般会計からの借入金は、明確な返済の目途が立たないことから、元利とも当該事業から生じる資金余剰の範囲内での返済とする旨の約定があるのみで、明確な返済期限を定めていない。

また、今後の苫東工水に係る企業債元本返済予定及び利息の支払予定表は以下のとおりとなっている。

【表4 - 8】苫東工水企業債返済予定表

(単位：百万円)

年 度	元 本	利 息	支 出 合 計
平 成 14 年 度	662	703	1,366
平 成 15 年 度	755	670	1,426
平 成 16 年 度	851	633	1,485
平 成 17 年 度	888	594	1,483
平 成 18 年 度	927	553	1,481
平 成 19 年 度	968	510	1,478
平成20～37年度	11,610	2,808	14,418
合 計	16,665	6,475	23,141

(資料元)「科目別最終年度までの償還調べ」(企業局作成)

【表4 - 8】を元に分析すると、今後は支払利息は減少するが元本返済額が増加していくため、ダム維持管理費負担金が毎年同程度(170百万円)であると仮定すると、今後平成16年度まで支出額は増加を続け、平成16年度には元本・利息・負担金の合計支出額が1,655百万円に達する。その後、総支出金額は減少に転じるが、平成15年度から平成19年度までは企業債元利で毎年度1,400百万円以上の支出が続き、平成37年度までの企業債元利総額では23,141百万円の支出となることがわかる。このように、現状のままダムを利用しない状況を放置すれば、この先23,141百万円もの収益でカバーできない支出が発生し、一般会計がこれを穴埋めしていくことになる。

一方、「1(4) 開発計画の変遷と工業用水道事業」で述べたとおり、道は平成13年までに事実上二風谷・平取両ダムから撤退する意思決定をしており、企業局においても上記の資金状況は十分理解されていることから、関係機関に対し早急にダム負担金等の還付を要請し、その還付金をもって上記企業債の償還財源とすることを検討してきた。

これについて、北海道開発局から平成14年10月18日付けで、平成9年の道の平取ダム降り要請及び河川整備計画を踏まえてダム基本計画を変更するとの通知があったところである。この通知により、ダム基本計画変更の方針が示されたことから、北海道は11月11日付けで国に対しダム建設負担金及び関連経費の還付要請を行った。ただし、ダム降りによるダム負担金等の還付要請は全国的にも初のケースとなるため、還付金額について国がどのような判断を示すかについては今のところ全く見通しがつかない。

また、「2(5) 新健全化対策に基づいた未稼働資産等の整理について」で述べたと

おり、企業局としては、苦東工水についても平成14年12月に申請した新健全化対策の枠組みの中で、当該ダム部分を未稼動資産としてこれに対応する過剰債務の削減を行っていく方針を示している。

改善すべき事項

苦東工水に対して一般会計からの貸付けを行う際に、返済期限を明記していないが、これは貸付け対象がダム負担金であり、当面の間料金からの回収が見込まれないことなどから、当該資金の返済が長期に亘る可能性を考慮したものであると考えられる。当該貸付け行為そのものは、地方公営企業法上も認められたものであり、かつ事務手続き上の不備はないが、現在の資金状況では、元利とも支払いは困難な状況にある。これについて、企業会計では契約上支払いが猶予されていることを理由に支払利息の計上を行っていないが、契約書で明記されているのは支払いの猶予であり、支払いの免除ではないことから、会計上発生期間に応じて未払利息（借入れ当初から平成13年度末までの総額23百万円）を計上していくことが必要であると考えられる。

また、上述のとおり、国に対するダム負担金等の還付要請は行われたが、還付額の決定までには相当の時間を要することが予想される。この間も、ダム関連支出のために調達された企業債に係る利息は発生しつづけるため、還付決定が遅れば遅れるほど道民の負担額が増大していくことになる。国に対してもこの状況を説明し、可及的速やかな還付を求めていくことが必要である。

(2) 新健全化対策における一般会計からの資金拠出規模について

a. 苦東工水について

概 要

「2(5) 新健全化対策に基づいた未稼動資産等の整理について」で述べたとおり、国に対するダム負担金還付要請に応じて、これまでに支出した負担金が還付されることになれば、企業局はその還付金を財源に企業債の返済及び関連する国庫補助金等の返還を行っていくことになる。

これまでに企業局が支出し、平成13年度末現在建設仮勘定に計上している苦東工水に係るダム建設負担金は20,382百万円であり、この他にも建設仮勘定には、二風谷ダムの維持管理費負担金717百万円及び上記ダム建設負担金並びにダム維持管理費負担金を支出するために起債した企業債に係る利息（以下、建設中利息という）の支出額9,398百万円等が計上されている。なお、このうちダム建設負担金については、特定多目的ダム法の還付に関する規定において、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があった場合には既償却分を控除した額（計算値は17,800百万円となる）を超えない額が還付対象となることが明記されているが、維持管理費負担金及び建設中利息については還付の可否が明記されていない。

一方、この還付に対して企業局から返還が必要になる債務（過剰債務）としては、

企業債の残高が16,139百万円、国庫補助金の残高が6,754百万円あり、この他に北海道一般会計からダム建設資金として苦東工水に対して支出された出資金が4,749百万円、同じく一般会計から借入れた他会計借入金の残高が2,081百万円あり、平成13年度末現在で合計29,723百万円となっている。また、新健全化対策実施年度が平成17年度となっていることから、それまでの期間に発生するダム維持管理費負担金（516百万円）及び建設中利息（2,542百万円）が合計で3,058百万円と見込まれるため、平成17年度末時点の過剰債務合計は32,781百万円と見込まれている（数値は全て企業局作成資料より）。

上記の還付金によって不足する資金については、未稼動資産等整理債を起債して平成18年度以降10年間で分割返済を行っていくことになるが、新健全化対策においては、その返済額の1/2を一般会計から補てんすることができるものとされ（その1/2（総額の1/4）については国から特別地方交付税が措置される）、残額（総額の1/2）については、原則として企業局の自助努力により捻出することとなっている。しかし、企業局の試算では企業局全体の自助努力として捻出できる資金は2,257百万円であり、残額は一般会計から任意補助として補てんされることになる。

国に対しては、平成14年11月にダム建設に関する経費の還付を要請したところであり、還付の内容については今後の協議により定まるものであるが、現時点での企業局のシミュレーションは上述した特定多目的ダム法の規定で明確となっているダム建設負担金（既償却分控除後）17,800百万円のみが還付されるものとして作成されている。

このシミュレーションでは国からの還付額17,800百万円に対して企業局の要返還額は32,781百万円であり、工業用水道事業会計資金から拠出される144百万円を除いた未稼動資産等整理債起債額は14,837百万円となる。この場合の一般会計からの拠出額は、「2(5) 新健全化対策に基づいた未稼動資産等の整理について」【図4-1】において示したとおり総額で14,129百万円である（ただし、要返還額には出資金として過去に拠出した4,749百万円の返還分を含むため、実質的な一般会計負担額は9,380百万円である）。

改善すべき事項

苦東工水については、今回の新健全化対策に基づく未稼動資産の整理に際して、ダム負担金等の還付があっても、なお一般会計から多額の負担が生じることが見込まれる。また、企業局の自助努力の中には、今後苦東工水によって稼得される収益及び節約される費用のみならず、企業局全体として稼得される収益及び節約される費用が、新健全化対策の遂行の一翼を担うことになる。企業局並びに北海道は、これらの状況を受水企業をはじめ道議会等に説明し、その負担について理解を得る必

要がある。

b. 石狩工水について

概 要

石狩工水は、その計画当初から想定される需要（35,000m³/日）が少なく、企業会計単独での収支均衡は困難であるとの見通しが示されていたが、地盤沈下や地下水の塩水化防止等の目的から、一般会計からの支援を前提に計画されたものである。しかし、現実の需要が当初想定を大幅に下回り、契約水量は平成13年度末で2,174m³/日であり、料金収入だけでは多額の経営資金の不足が生じることから、収支均衡を図るためには、一般会計からの多額の支援を必要とする状況となっている。その水準は極めて深刻であり、【表4 - 5】による分析でも平成13年度の営業キャッシュ・フローベースで69百万円の資金不足、支払利息を含めると274百万円の資金不足となっている。このことは、現状では当該金額を運転資金として一般会計から拠出しなければ石狩工水の運営が不可能であることを示している。

さらに、上記にダム建設負担金（現在未稼働のため、建設仮勘定に計上）、企業債償還額の支払いを含めると458百万円の資金不足となっている。基本的には、ダム建設負担金については、稼働後の料金収入で回収されるべきものであり、単年度の収入で賄うべきものではないが、需要想定が12,000m³/日に下方修正された現状では、将来の料金収入だけでこれまでの支出額を回収することは極めて困難な状況である。一方、企業債償還額は、本来各償還年度の営業収入からそれぞれ返済されるべきものであるが、営業キャッシュ・フロー段階でマイナスであるため、返済原資がない状態となっている。

この状況を受けて企業局では平成14年度に新健全化対策の適用を申請し、未稼働資産及び過剰債務を縮減して経営の健全化を図る方針を固めているが、「2(5) 新健全化対策に基づいた未稼働資産等の整理について」で述べたとおり、同対策の適用を受けたとしても平成37年度に単年度黒字を実現し経営健全化を図るためには、平成39年度までという極めて長期に亘り一般会計からの支援が不可欠な状況である。

改善すべき事項

石狩工水に対する今後の一般会計からの拠出額の多寡は、ひとえに今後の需要実績が今回新健全化対策にあわせて新たに計画した需要想定どおりに増加するかどうかにかかっている。今回の予測は極めて長期にわたるもので、その良否については現時点で判断することは極めて困難であるが、石狩工水の需要予測については、分譲の状況、進出企業の業種、開発会社の民事再生法に基づく再建問題等その取り巻く環境は極めて厳しいものばかりであり、道議会においても需要予測をどのように達成するのかについての質問や、達成の困難性を指摘する意見が寄せられている。事は将来の予測であるため、現時点で正否は不明であるが、これ以上一般会計から

の負担を増やすことのないよう、少なくとも毎年需要想定の達成状況を把握し、需要予測並びに需要喚起活動を随時見直していくことが必要である。

また、上述のとおり、石狩工水は新健全化対策の適用を受けたとしても、今後長期に亘り一般会計からの多額の支援なしには運営できない収支構造にある。工業用水道事業の場合、受益者が特定企業であることから、収支の不均衡について一般会計から支援を行うことが直接道民の利益に繋がるものではない。石狩工水の計画当初は石狩湾新港地域の基盤整備や地盤沈下防止等環境保全という目的があったが、上述のように企業進出が不確実である現状において、石狩湾新港地域の地盤沈下防止及び地下水の塩水化防止が一般会計からの資金拠出の論拠となると考えられる。また、これとて需要想定量の達成状況によってはどの程度の影響を及ぼすかは不確実な状況である。このような状況を踏まえて、石狩工水の健全化計画の実施にあたっては継続的に受水企業並びに道議会等から意見を聴取して運営していくべきである。

(3) 建設仮勘定の資産性について

概 要

地方公営企業法第20条第1項では「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」とされ、地方公営企業の会計は発生主義を原則としている。

建設仮勘定は、発生主義の一環として固定資産の未稼働期間に係る支出を一時的に処理する勘定である。また、行政事例によると、「固定資産の建設のために充当された資金または使途を特定されて借入れた資金の利息で当該資産の使用開始前に属するものについては、原則として当該資産の取得に要した価額に含めるべきである。」とされていることから、稼働前の期間に係る建設中利息についても建設仮勘定に計上することになる。建設仮勘定は、稼働開始の場合は固定資産の各本勘定に振替えて減価償却を開始すべきであるとともに、何らかの理由で利用されないことが明らかになった場合は、それが判明した時点で損失処理を行うべきものである。

改善すべき事項

上記「(2) 新健全化対策における一般会計からの資金拠出規模について」で述べたとおり、平成13年度の苫東工水建設仮勘定は総額32,092百万円で、その内訳としてダム建設負担金20,382百万円、ダム維持管理費負担金717百万円、建設中利息9,398百万円、その他1,595百万円が計上されている。

これらについて、企業局では、特定多目的ダム法に基づき策定される「ダム基本計画」の変更が平成16年度末に行われ、この変更時に正式にダム降りが決定されることになるため、それを受けて翌年度から当該建設仮勘定のうち還付されない部分につい

て損失処理を行うことを予定している。

しかし、会計上の認識においては「ダム基本計画」との整合性が問題となるのではなく、あくまで北海道及び企業局としてダム降りの意思決定を行った時点が発生時点となる。この意味においては、北海道経済部が平成13年11月において北海道開発局からの照会に対して回答した時点が北海道及び企業局としての意思決定時点であると判断される。この場合、現在建設仮勘定に計上されている金額のうち、還付されると見込まれる部分については未収入金に振替え、還付されないと見込まれる部分については損失処理を行う必要がある。

ただし、現時点では、ダム負担金及び関連経費の還付額が確定していないため、損失処理を行うべき金額も未確定である。このため、現状で上記損失処理が行われていないことは止むを得ないが、当該未確定事項が確定次第、速やかに上記の処理を行う必要がある。

(4) 契約事務について

概 要

契約締結手続きの検証として、平成13年度工業用水道事業会計決算書に記載されている改良工事明細から任意に2件を抽出して検討を行ったほか、各工業用水道別に平成13年度における1,000千円以上の業務委託契約を抽出し、うち5件についてさらに過去3年間の落札状況を照らして検証を行った。

検証結果

検証の結果、入札から落札までの一連の手続きは、法令規則に従って適正に執行されており、かつ契約書等の関係書類の整備も適切に行われている。

検討した改良工事及び業務委託の内容、検証結果は以下のとおりである。

【表4-9】

① 改良工事

(単位：千円)

工業用水	工 事 名	入札方式	予 定 価 格 ①	落 札 金 額 ②	比 率 ②÷①	最高入札者 との乖離率 注1	脚注
室蘭 工水	知利別川改修配 水管移設工事	指名競争	140,880	137,800	97.8%	99.6%	注2
苫東 工水	厚真支線配水管 分岐改良工事	指名競争	76,650	75,500	98.5%	99.2%	注2

(注1) 入札参加業者のうち最高額入札業者と予定価格との乖離を算定している。すなわち、「比率」と「最高入札者との乖離率」をみることによって、入札参加者の入札金額分布がわかる

(注2) 事前価格公表制度対象工事で予定価格が入札業者へ通知されている

② 業務委託

(単位：千円)

工業用水	委託内容	年度	入札方式	予 定 価 格 ①	落 札 金 額 ②	比 率 ②÷①	最高入札者 との乖離率 注1	脚注
室蘭 工水	ダム演算 処理装置 保守点検	H11	随意契約	1,130	1,120	99.1%	-	
		H12	随意契約	1,160	1,120	96.6%	-	
		H13	随意契約	1,230	1,150	93.5%	-	
苫一・ 苫二 共通	構内草刈	H11	指名競争	5,590	5,500	98.4%	104.7%	
		H12	指名競争	4,710	3,950	74.3%	97.7%	注2
		H13	指名競争	3,310	2,900	87.6%	98.8%	注2
苫一 工水	発生土処 理施設運 転管理	H11	指名競争	20,990	20,813	99.2%	108.2%	
		H12	指名競争	22,695	22,026	97.1%	102.2%	
		H13	指名競争	22.3 (m ³ 当)	21.6 (m ³ 当)	96.7%	106.5%	
苫二 工水	施設運転 管理業務	H11	指名競争	43,750	43,300	96.2%	102.9%	
		H12	指名競争	44,550	43,680	98.0%	101.6%	
		H13	指名競争	39,420	39,000	98.9%	99.8%	注2
石狩 工水	施設運転 管理業務	H11	指名競争	43,580	43,100	98.9%	123.9%	
		H12	指名競争	43,620	43,100	98.8%	123.8%	
		H13	指名競争	42,550	41,800	98.2%	99.9%	注2

(注1) 入札参加業者のうち最高額入札業者と予定価格との乖離を算定している。すなわち、「比率」と「最高入札者との乖離率」をみることによって、入札参加者の入札金額分布がわかる

(注2) 事前価格公表制度対象工事で予定価格が入札業者へ通知されている

企業局においては、入札制度に係る競争性を可能な限り発揮するため、平成12年度中途より事前価格公表制度を試行段階として採用し、効率的な事業運営を図っている。価格に下限は設けてはいないが、年間の予定工事の中から一定の条件のものを抽出し、その有用性の情報を収集している。

これは、上記「構内草刈業務」のように競争性が有効に発現して予定価格より大幅に安価に落札される事例もあれば、「施設運転管理業務」のようにそれまで入札業者間で分散していた入札額が予定価格付近で高止まりしてしまう事例もあるため、本格的制度導入のための参考情報としようというものである。

また、指名競争入札においてはランダムカット方式も採用しており、透明性のある入札制度の実現を図っている。ランダムカット方式とは、指名競争入札における指名選考委員会で予め選定された業者について、コンピューターを利用して一定の条件の

もとで乱数を発生させ、その順位によって業者数を絞り込む方法である。

指名業者選考資料を閲覧した結果、上記検討対象とした工事においては、過去の企業局の発注実績のある業者がランダムカットの対象となるなど、人為的な判断の入る余地のない選考方法となっていた。

(5) 工業用水道別原価計算及び料金単価の適正性について

概 要

「2 工業用水道事業の経営状況^{(1)c}」に記載しているとおり、企業局において、総務省統計資料用の工業用水道別損益計算書を作成しており、各工業用水道別に直接的に区分されない共通費（本局経費）については、一定の基準に従って各工業用水道へ按分計算を行い、工業用水道全体で共通費を負担することとしている。

企業局において設定した按分基準について、平成13年度の基準の合理性及び運用状況を検討したところ、平成12年度に比較して按分方法が一部変更となっており、それ以前の按分基準よりも合理的な按分基準が採用されていた。具体的には、事業活動規模（配水規模）にかかわらず発生する減価償却費等の固定費について、従来の契約水量（配水量）による按分計算から給水能力（施設能力）による按分計算へ変更となっている点が挙げられる。

改善すべき事項

「2(1) 経営成績の分析」において述べたとおり、【表4 - 3】の平成13年度工業用水道別損益計算書において、実際には、本局の人員が行う事務処理の中に苦東工水に関わるものが含まれているにもかかわらず、苦東工水が負担すべき本局人件費の人員配分が0人（平成12年度までは苦二工水の再配分として1名を配分）とされ、本局人件費は全く按分計上されていなかった。

上記按分基準は給水料金改訂時における経済産業大臣への届出書類上、総括原価算定でも利用されるものであり、結果として各工水ユーザーが負担する給水料金へ転嫁されることとなる。従って、平成13年度の便宜的会計処理がそのまま総括原価算定で利用されると、苦東工水の一般管理費減少分が苦二工水の一般管理費増加となり、苦二工水のユーザーが負担してしまうこととなる。

なお、按分基準が改訂となった平成13年度以降、苦二工水で給水単価改訂は実施されておらず、現段階では上記のような不合理性は発生していないが、早急に按分基準の見直しを検討する必要がある。

(6) 修繕引当金について

概 要

平成13年度公表貸借対照表上、固定負債の引当金内訳として修繕引当金が190,464千円計上されている。

修繕引当金とは、一般的に、有形固定資産についてすでに修繕を要すべき事実が発

生もしくは潜在しているが、修繕時期が翌期以降となる場合に、当期の負担とすべき額を見積り、期末に負債性引当金として計上するものである。

ここで、過去4年間の修繕引当金繰入額及び残高の推移を、室蘭工水及び工業用水道事業全体でみると、毎年数千万円単位で残高が増加していることがわかる。また、平成10年度及び11年度では、工業用水道全体の修繕引当金残高が室蘭工水の残高より少額となっており、他の工水で修繕引当金のマイナス残高となっていたことがわかる。

【表4 - 10】

（単位：千円）

室 蘭 工 水	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
修 繕 費 計 上 額 ①	50,000	50,000	50,000	50,000
実 際 支 出 額 ②	40,838	29,062	21,673	29,646
引当金積増分① - ②	9,162	20,938	28,327	20,354
引 当 金 残 高	82,740	103,678	132,005	152,359

全 工 水 合 計	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
修 繕 費 計 上 額 ①	95,000	101,800	121,800	121,800
実 際 支 出 額 ②	71,284	70,503	63,516	72,144
引当金積増分① - ②	23,716	31,297	58,284	49,656
引 当 金 残 高	51,227	82,524	140,808	190,464

（資料元）企業局作成資料

修繕引当金の趣旨からは、将来において予定される修繕に必要な金額が網羅的に計上されていることが必要である。

しかし、企業局の行っている会計処理は、「標準修繕費」として一定の修繕費を計上し（例えば50,000千円）、実際支出額（同40,838千円）を控除した残額（同9,162千円）について、引当金として積み増していく方法を採用している。仮に実際支出額が修繕費より多額となった場合には、既引当額を取り崩すこととなる。室蘭工水について、企業局では今後室蘭工水の中心施設である幌別ダムの浚渫工事が必要となることを見込んでおり、当該工事には700,000千円程度の費用が見込まれている。過去の推移では同ダムの堆砂状況は毎年変動しており、今後堆砂が多く推移した場合には数年以内に浚渫工事が必要となる可能性も否定できないものの、当該費用の料金への安易な転嫁は極力避ける必要があるとの判断から、料金を値上げしないで可能な範囲

内で毎期の修繕引当金繰入額を計算し、修繕計画を緊急性などを考慮して、適時見直しを行っているのが現状である。

なお、料金単価算定上は有形固定資産簿価を取得後経過年数毎に区分し、一定率を乗じて修繕費を算定するという「経費係数」を利用しており、料金単価算定には上記修繕引当金は用いられていない。

改善すべき事項

今後は、各工水別により精緻な修繕計画等に基づいた将来修繕工事費用に対する当期負担額を見積り、引当金計上を実施することにより、工水別に捉えると引当金が赤残となるような状況は回避すべきである。また、幌別ダム浚渫工事のような大規模な修繕工事については、時期を想定した計画を策定し、その所要額を精査・把握しておき、引当不足が生じる場合の財源をどのように確保するかを検討しておく必要がある。

4 工業用水道事業に関する意見

(1) 苫小牧地区3工業用水道事業の統合管理について

概 要

現在、苫小牧工水は苫一工水、苫二工水及び苫東工水の3つに分かれており、それぞれで給水単価が算定されている。

「1(4) 開発計画の変遷と工業用水道事業」でも触れたとおり、昭和45年にまず苫一工水が事業化され、その後苫一工水の給水地区で契約水量が給水能力の100%となったこと及び苫一工水の給水地区以外での需要が発生したことから昭和54年に苫二工水が事業化されたという経緯がある。このため、苫一工水と苫二工水で給水エリアが重なっている場所があり、しかもそのエリア内においては、苫二工水として契約しているにもかかわらず、水そのものは苫一工水から供給されている企業もある。これは、工業地域の発展に伴って進出企業が増え、苫一工水の最大契約水量の範囲内ではカバーできない水準に至ったため、苫二工水を新設し、苫二工水として契約したものの、物理的には苫一工水からの距離が近いこと及び契約水量は各企業の最大必要水量のため、苫一工水で契約している企業だけでその契約水量の全量が終日にわたって供給されることは実質的になく、現実には苫一工水からの供給が可能であったことによる。

このような供給企業の混在により、料金算定の際に必要な工水別原価按分において、事実に基づく按分がほぼ不可能となるため、一定の仮定に基づいて行わなければならない状況となっている。また、現実には計算されている料金単価は苫一工水（14円/㎥）と苫二工水（20円/㎥）で異なるにもかかわらず、苫一工水の水が苫二工水に供給されているという矛盾も生じている。

一方、苫東工水は、苫一工水、苫二工水とは全く別のエリアであり、当初は沙流川に建設されるダムからの取水を前提としていたが、ダム建設以前に工水需要が発生し

たため、暫定的に苫二工水から給水を開始し、苫東地区への企業誘致などに影響が生じないようにするため、平成11年に苫二工水から苫東工水を分離したという経緯がある。よって、実質的に現在の苫東工水は苫二工水の一部であるといえる。このため、主な資産及び負債については苫二工水から独立・移管されているが、苫東工水の運営経費の一部については、苫二工水からの按分で計算されている。

苫東工水については、すでに述べたとおり、今後将来に亘りダムからの取水は行わない方針であり、当面は苫二工水からの取水で運営をつづけていくことになる。このため、ダム関連支出の整理が完了した後は、経営健全化スキームの達成を明示するという目的以外にあえて分離して管理することの積極的意義が見出せない。新健全化対策の適用にあわせて企業局で作成した想定では平成17年度以降は一元管理されることが予定されている。

意 見

苫東工水と苫二工水は統合を図ることとしているが、苫一工水と苫二工水における給水実態と給水料金の矛盾の解消が必要である。このためには、段階的に料金単価の差をなくし、将来的には苫一工水と苫二工水も一元管理することにより、より効率的な運営が可能になっていくものと思われる。これについては、過去の企業会計決算特別委員会において指摘されている事項でもある。

第5 電気事業及び工業用水道事業共通の事項について

1 各事業共通の事項に関する監査の結果

(1) 企業債利息の発生主義による計上について

概 要

支払利息が、その支払時に費用として計上される現金主義によって計上されている。

改善すべき事項

支払利息は、期間の経過に従って計上される発生主義により計上される必要がある。発生主義によらず、現金主義による会計処理を行っているために、利息支払日から年度末までの期間の負担とすべき支払利息が計上されておらず、本来、平成14年3月期貸借対照表に計上されるべきである未払企業債利息（電気事業会計で25百万円、工業用水道事業会計で36百万円、合計61百万円）が計上されていない。

(2) 共通経費の配賦基準について

概 要

企業局は二つの事業を行っているが、各事業に共通する費用をいかに各事業に配賦するかが、問題となる。現状では、共通経費の総額を電気事業会計：工業用水道事業会計＝6：4の比で按分している。監査対象期間のかなり以前よりこの比率で按分していることは確認されたが、この比率がどのような根拠に基づくものかは確認できなかった。

改善すべき事項

地方公営企業法施行令第20条の規定では、二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもって経理する場合の方法として「各地方公営企業に関連する収益または費用は、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益または費用の総額等によってこれを按分し、それぞれ当該地方公営企業の収益または費用に整理しなければならない」とされている。

このことから各事業会計で直接認識することが困難な共通費用については、費目別に最も合理的な配賦の基準を設けるべきである。

(3) 共通人件費の負担について

概 要

本局には、総務課、発電課及び工業用水道課があり、それらを管理する幹部職員が在職しているが、これら本局にて勤務する全ての職員の人件費を、電気事業会計：工業用水道事業会計＝6：4の比率で按分して各事業会計の人件費に計上している。

改善すべき事項

発電課及び工業用水道課職員の人件費は、各事業共通の人件費として取り扱うことは妥当ではなく、それぞれ電気事業会計及び工業用水道事業会計への人件費として取り扱うべきである。その上で、総務課及び幹部職員の人件費を、従事割合により按分するなどの明確な配賦基準を設けるべきである。

(4) 退職金の負担について

概 要

退職金の一般会計と企業局の負担関係は、次のとおりである。

事務職員については、知事部局と企業局の協議により負担が決定されるが、過去においてはそのほとんどが知事部局すなわち一般会計の負担となっている。企業局に在籍したかどうかは、退職金の負担上無関係となる。なお、事務職員は、平成14年3月31日現在30名である。

企業局プロパー職員については、基本的には企業局負担となる。交流人事などが若干あるものの、企業局に在籍したことで退職金の負担はおおむね対応している。なお、プロパー職員は、平成14年3月31日現在80名である。

改善すべき事項

事務職員の退職金は、地方公営企業における「経費の負担の原則」により一般会計が負担しているわけではない。そうであれば、企業局の損益計算の適正化の観点から、事務職員についても在籍期間を考慮した退職金の負担を行う必要がある。

なお、退職金の支給は、本外部監査対象外の北海道総務部で行っているため、影響額を確認することはできなかった。

(5) 退職給与引当金について

概 要

企業局の各事業会計における退職給与引当金の算定方法は、次のとおりである。

電気事業会計においては、電気事業の卸供給料金審査要領の基準値に基づき、国及び関係機関との協議を経て、毎年度職員給与費の20%（平成14年度より10%）から退職金の実際支払額を差引いた金額を退職給与引当金繰入額として計上している。

工業用水道事業会計においては、工業用水道事業の料金算定要領の基準値に基づき、国及び関係機関との協議を経て、毎年度職員給与費の10%から退職金の実際支払額を差引いた金額を退職給与引当金繰入額として計上している。

改善すべき事項

地方公営企業では、従来このような算定方式を採用する実務もあったと聞いているが、一般に公正妥当と認められる会計基準とは言い難い。また、電気事業会計と工業用水道事業会計で引当比率が異なることを説明するのは困難である。更には、工業用水道事業の料金算定要領はすでに平成11年7月に改定され、退職給与金は「適正に算定した額」によることと改められた。この点からも現在の算定方法は根拠を失っているといえる。また、事務職員分も含めた給与費の一定割合を退職給与引当金に計上しているが、一般会計が退職金の負担をしている実態を考えると、一貫性を欠くと言わざるを得ない。

会計が様々な局面で料金算定に影響を受けている点は理解できるが、地方公営企業の経営成績を明らかにする観点からは妥当な処理とはいえず、改善する必要がある。

また、退職給与引当金の会計方針については、料金算定要領に定めがあったのみで、企業局財務規程等に特に規定されておらず、採用した会計方針を財務規程等において明確にしておく必要がある。

参考までに、自己都合期末要支給額による退職給与引当金を算定したところ、次のとおりであった。

会 計 区 分	人数	平成13年度末 退職給与引当金	期末要支給額	差引(△は不足額)
電 気 事 業 会 計	50名	275百万円	439百万円	△164百万円
工業用水道事業会計	30名	122百万円	281百万円	△158百万円
合 計	80名	397百万円	720百万円	△322百万円

2 各事業共通の事項に関する意見

(1) 固定資産管理について

概 要

企業局では、資産を固定資産と物品に区分している。また、物品を準備品、原材料、

消耗品に区分し、経理の態様により貯蔵品と直購品に区分している。物品の管理について各種の定めはあるが、貯蔵品を除き現物実査は定められていなかった。また、ラベルの貼付については、固定資産の備品及び準備品を除いて、特に定められていない。

平成11年度の監査委員監査において、固定資産及び準備品について、一般会計に準じて「備品管理票」を貼付するよう指導を受けた。企業局財務規程第240条には、「この規程で定めるもののほか、財務事務の処理については、必要に応じ、一般会計の例による。」としている。

意 見

固定資産台帳には、取得年度が相当古いものなどがあり、特に固定資産については、財務規程第164条に定められる実地照会を行っていないことも相まって、資産の実在性について疑問を持たざるを得ないものが含まれている。

一方、準備品については、準備品受払簿を作成しているものの、調査が進まずラベルの貼付が進んでいないのが現状である。すでに過去の取得の経緯等が不明となっているものも多く、準備品受払簿と関連付けるラベルの貼付を全ての準備品に行うことは、現実的には困難であると思われる。経済性の発揮の観点からは、準備品については、少なくとも過去のもは、企業局の財産であることを確認できるラベル（例えば「企業局準備品」と書いたラベル）の貼付にとどめるなどの簡便な方法を検討してもよいのではないかと思われる。

(2) 管理事務所の支払事務について

概 要

管理事務所における経費の支払方法について、当該事務所の資金前渡員が支払っている。企業局からの支払いであるにも拘わらず、一度管理事務所の銀行口座を経由しているのは、本来の意味での資金前渡制度の名残である。

意 見

経費の圧縮が不可避となっている状況の下では、事務処理の効率化が緊急の課題である。すでに平成12年度において監査委員の検討事項とされているが、事務の効率化の観点から改善が望まれる。